

勝山市地域防災計画

(震災対策編)

昭和38年	作成
昭和52年	修正
平成元年	修正
平成12年	修正
平成18年	修正
平成20年	修正
平成26年	修正
平成27年	修正
平成29年	修正
平成31年	修正
令和2年	修正
令和3年	修正
令和4年	修正
令和5年	修正
令和6年	修正



勝山市防災会議

震災対策編 目次

第 1 章	総 則	
第 1 節	目的	1
第 2 節	計画の基本	2
第 3 節	防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱	3
第 2 章	災 害 予 防 計 画	
第 1 節	防災知識普及計画	7
第 2 節	自主防災組織等整備計画	9
第 3 節	ボランティア育成・支援計画	11
第 4 節	避難対策計画	13
第 5 節	防災訓練計画	16
第 6 節	飲料水、食料品、生活必需品の確保計画	17
第 7 節	要配慮者震災対策予防計画	18
第 8 節	医療・救護予防計画	22
第 9 節	建築物等災害予防計画	23
第 10 節	火災予防計画	25
第 11 節	土砂災害予防計画	27
第 12 節	交通施設災害予防計画	30
第 13 節	供給処理施設災害予防計画	31
第 14 節	危険物等災害予防計画	34
第 15 節	積雪時の地震災害予防計画	36
第 16 節	航空防災体制整備計画	39
第 17 節	緊急事態管理体制整備計画	40
第 3 章	災 害 応 急 対 策 計 画	
第 1 節	組織動員計画	42
第 2 節	要員確保計画	45
第 3 節	自衛隊等災害派遣要請及びその受入に関する計画	48
第 4 節	ボランティア受入計画	50
第 5 節	災害救助法の適用に関する計画	51
第 6 節	災害情報収集伝達計画	53
第 7 節	災害広報計画	57
第 8 節	避難計画	59

第9節	救助計画	64
第10節	医療及び助産計画	65
第11節	消防応急対策計画	67
第12節	水防計画	68
第13節	災害警備計画	69
第14節	食糧供給計画	72
第15節	衣料、生活必需品その他物資供給計画	74
第16節	給水計画	76
第17節	輸送計画	77
第18節	供給処理施設災害応急対策計画	79
第19節	応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画	83
第20節	清掃計画	85
第21節	防疫計画	87
第22節	死体の捜索及び処理並びに埋葬または火葬計画	89
第23節	障害物の除去計画	91
第24節	文教対策計画	92
第25節	交通施設災害応急対策計画	94
第26節	土砂災害応急対策計画	95
第27節	雪害対策計画	96
第28節	危険物施設等応急対策計画	98
第29節	要配慮者応急対策計画	100

第4章 災害復旧計画

第1節	公共施設の災害復旧計画	101
第2節	民生安定計画	103
第3節	経済秩序安定計画	105
第4節	復興計画	107

第1章 総 則

第1節 目 的

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災しても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

この計画は、未曾有の大災害をもたらした平成7年1月の阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災等、我が国に未曾有の被害をもたらした地震の教訓をもとにして、本市において震災対策上必要な諸施策についての基本を定めるものである。

市民をはじめ、市及び関係各機関が震災対策に向けての積極的、計画的行動と相互協力のもとで、それぞれが役割を分担しながら市民の生命、身体、財産を保護するためこの計画の推進を図るものとする。

第2節 計画の基本

第1 計画の構成

この計画は、次の4章からなる。

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 災害応急対策計画
- 第4章 災害復旧計画

第2 計画の性格

この計画は、一般的に地震を予知することが困難であり、その被害が突発的・広域的・火災等二次災害の発生といった特徴や社会的影響の大きさに鑑み、災害対策基本法第42条の規定に基づき作成された「勝山市地域防災計画」の「震災対策編」として勝山市防災会議が作成する計画であり、この計画に定めのない事項については「勝山市地域防災計画」に準拠するものとする。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

市、県、防災関係機関等は、防災に関し概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

第1 市、一部事務組合

機関名 処理すべき事務または業務の大綱

1 勝山市

- (1) 勝山市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備
- (3) 防災上必要な教育及び訓練
- (4) 防災思想の普及
- (5) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集
- (6) 災害の予防と拡大防止
- (7) 救難、救助防疫等被災者の救護
- (8) 災害応急対策及び災害復旧資材の確保
- (9) 災害対策要員の動員、借上
- (10) 災害時における交通、輸送の確保
- (11) 災害時における文教対策
- (12) 被災施設の復旧
- (13) 被災市営施設の応急対策
- (14) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

2 勝山市消防本部

- (1) 火災の予防、警戒、鎮圧及び住民の生命、身体、財産の保護
- (2) 水火災又は地震等の災害時における救助、救出及び被害の軽減

3 勝山・永平寺衛生管理組合

- (1) 災害時におけるし尿の処理

4 大野・勝山地区広域行政事務組合

- (1) 災害時におけるごみの処理

第2 県

1 福井県

- (1) 福井県防災会議に関する事務
- (2) 災害に関しての行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整
- (3) 市町が処理する事務、業務の指導、指示、斡旋
- (4) 災害救助法の適用時の諸対策
- (5) 自衛隊の災害派遣の要請

2 奥越健康福祉センター

- (1) 災害時における防疫、救護等の実施
- (2) 災害時における公衆衛生の向上及び増進
- (3) 医薬品及び防疫用薬剤等の調整

3 奥越土木事務所

- (1) 道路、橋梁、河川、砂防及び防災施設の維持、管理並びに被災施設の復旧
- (2) 応急仮設住宅の建設

4 笹生川・浄土寺川ダム統合管理事務所

- (1) 洪水調節
- (2) 放流に関する通報

- 5 奥越農林総合事務所
 - (1) 農地、農業用施設の防災及び災害応急対策の指導
 - (2) 農産物の災害応急対策の指導
 - (3) 治山、林道整備
 - (4) 林産物の防災及び災害応急対策の指導

- 6 福井県警察（勝山警察署）
 - (1) 災害情報の収集
 - (2) 周辺住民及び一時滞在者への情報伝達
 - (3) 避難誘導
 - (4) 避難路及び緊急交通路の確保等の交通規制
 - (5) 救出救助
 - (6) 緊急輸送の支援
 - (7) 行方不明者の捜索
 - (8) 検視及び身元確認
 - (9) 犯罪の予防及び社会秩序の維持
 - (10) 広報活動

第3 指定地方行政機関

- 1 北陸農政局福井県拠点
 - (1) 災害時における主要食糧の確保と引渡
 - (2) 災害対策用備蓄乾パン等の要請、運送及び引渡
- 2 九頭竜川ダム統合管理事務所
 - (1) 洪水調節
 - (2) 放流に関する通報
- 3 近畿中国森林管理局福井森林管理署
 - (1) 森林治水による災害予防
 - (2) 地すべり防止施設、保安林等の整備と管理
 - (3) 災害時の職員の派遣(勝山市の担当)
- 4 東京管区气象台福井地方气象台
 - (1) 気象、地象（地震・火山を除く）、水象に関する予警報の発表及び解除
 - (2) 前項について定められた関係機関等への通知及び報道関係等の協力による公衆への周知
 - (3) 防災気象業務の整備強化

第4 自衛隊

- (1) 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣

第5 指定公共機関及び指定地方公共機関

- 1 西日本電信電話(株)福井支店、(株)NTT ドコモ北陸、KDDI(株)北陸総支社、ソフトバンクモバイル(株)
 - (1) 電気通信設備の整備と防災管理
 - (2) 災害時における優先通信の確保
 - (3) 災害通信施設の復旧
 - (4) 緊急地震速報などエリアメールによる広報
- 2 日本郵便(株)勝山支店
 - (1) 災害時における郵便業務の確保
 - (2) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

3 北陸電力(株)

- (1) 施設の整備と防災管理
- (2) 災害時における電力供給の確保
- (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧

4 えちぜん鉄道(株)

- (1) 施設等の整備と安全輸送の確保
- (2) 災害時における輸送の確保
- (3) 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送
- (4) 被災施設の復旧

5 報道機関

- (1) 市民に対する防災知識の普及と予・警報等の迅速な周知
- (2) 市民に対する災害応急対策等の周知
- (3) 社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力

第6 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

1 (一社)勝山建設業会

- (1) 市が行う応急対策、復旧への協力

2 福井県農業協同組合

- (1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力
- (2) 農作物の災害応急対策の指導
- (3) 被災農家に対する融資又は斡旋
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
- (5) 農産物の需給調整

3 九頭竜森林組合

- (1) 県、市が行う被害状況調査その他応急対策の協力
- (2) 被災組合員に対する融資又は斡旋

4 勝山商工会議所

- (1) 商工業者への融資斡旋の実施
- (2) 災害時における中央資金源の導入
- (3) 物価安定についての協力
- (4) 救助用物資、復旧資材の確保、協力、斡旋

5 勝山市医師会

- (1) 災害時における医療救護活動の実施

6 病院等医療施設管理者

- (1) 避難所の整備と避難訓練の実施
- (2) 被災時の病人等の収容、保護
- (3) 被災時における負傷者等の医療、助産、救助

7 社会福祉施設管理者

- (1) 避難所の整備と避難訓練の実施
- (2) 災害時における入所者の保護
- (3) 災害時における要配慮者の受け入れ

8 金融機関

- (1) 被災事業者に対する資金の融資

- 9 学校法人
 - (1) 避難所の整備と避難訓練の実施
 - (2) 被災時における応急教育対策計画の確立と実施
 - (3) 被災施設の災害復旧
- 10 危険物関係施設の管理者
 - (1) 危険物施設の防護施設の設置
 - (2) 安全管理の徹底
- 11 勝山市社会福祉協議会
 - (1) 平常時における人材の育成
 - (2) 災害時におけるボランティアの受け入れ、調整

第7 自主防災組織等

- 1 地域防災組織及び事業所等
 - (1) 町内における防災啓蒙活動の実施
 - (2) 地域防災・事業所等の組織充実・強化と訓練
 - (3) 災害時における避難誘導と市の応急対策等の協力
 - (4) 救難、救助等被災者の救護
 - (5) 要配慮者の把握
 - (6) 避難所運営の協力

第8 各関係機関の協力体制

- 1 各関係機関は、次の事項について相互に通報、連絡又は報告するよう努めるものとする。
 - (1) 気象に関する情報
 - (2) 災害に関する情報
 - (3) 住民からの通報のうち防災に関するもの
 - (4) 住民への避難、立ち退きなどの指示又は勧告
 - (5) 住民の生命及び財産に関する被害状況
 - (6) 機関毎の職員の出勤状況
 - (7) 住民に対する広報活動
- 2 各機関は、防災上特に必要があるときは、次の事項につきそれぞれ協力するものとする。
 - (1) 職員の派遣
 - (2) 車両等資機材の貸与又は提供
 - (3) 各種資料の提供
 - (4) その他必要なもの

[資料編] 勝山市防災会議条例
防災関係機関等連絡先一覧表

第2章 災害予防計画

この章は、地震による被害の軽減を図るため、防災事業の推進、防災施設の整備点検、防災体制の強化、防災知識の普及、訓練の実施等必要な計画を定める。

第1節 防災知識普及計画

防災業務に従事する関係職員及び住民に対し、防災に関する教育、広報を実施し、防災知識の普及を図るための計画である。

第1 震災知識の普及

市及び防災関係機関は、地域住民、事業所等に対し、人的、物的被害を最小限にとどめるために、予め震災に関する正しい知識を普及・徹底し、防災意識の高揚を図るものとする。災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

1 普及の内容

- (1) 地震についての基礎知識
- (2) 平常時の心得（建築物・消防設備の点検、救助・救護方法の体得、物資の備蓄）
- (3) 最低3日間、推奨1週間分の飲料水、食料、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄
- (4) 緊急地震速報のしくみと利用の心得
- (5) 地震の災害事例
- (6) 本市における被害想定
- (7) 警報等発表時、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (8) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確認
- (9) マニュアルの作成、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識
- (10) 気候変動等の影響により今後ますます水害等のリスクが増加する傾向にあることに鑑み、住宅等の復旧に十分な補償額を受け取れない被災者を一人でも少なくするよう、住民の地震保険、火災保険・共済、農業保険への加入に関する知識

2 普及の方法

- (1) 市広報
- (2) 講習会、研修会等の開催（要配慮者にも十分配慮する。）
- (3) 報道機関を通じた広報
- (4) 防災週間に合わせての防災知識啓発行事の開催
- (5) 防災週間に合わせての防災訓練の実施
- (6) ハザードマップや手引き等の配布
- (7) ホームページ・メール・SNS等を活用した災害情報の発信
- (8) その他、あらゆる媒体の活用

第2 防災関係職員の防災研修

防災業務に従事する職員に対し、震災時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、専門家の知見や職員動員等の非常対応マニュアルを活用するほか、防災研修の徹底を図る。

第3 学校における防災教育

市及び県は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

市及び国、県は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める

ものとする。

- 1 児童生徒に対しての防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な行動力の習得等を図る。
 - (1) 学校教育における震災知識の指導
 - (2) 震災訓練の実施
 - (3) 学校行事等における指導
- 2 教職員に対して防災に関する知識の普及を図るとともに、応急時における処置方法を研修する。

第4 防災上重要な施設の管理者等の防災教育

市及び防災関係機関は、防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して非構造部材を含む施設耐震化の促進や地震時の防災教育を促進する。

第5 災害教訓の伝承

市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市及び県は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第2節 自主防災組織等整備計画

地域住民による自主防災組織等の育成及び防災関係機関との協力体制の確立を図るための計画である。

第1 組織

自主防災組織等とは、次のものをいう。

- 1 自主防災組織
町内会等が中心になり、地域住民の連帯意識に基づく地域ぐるみの防災体制を自主的に組織し設置するもの。
- 2 施設、事業所等の防災組織
学校、病院、事業所等の多数の人が利用する施設及び危険物等を取り扱う施設において、当該施設の管理者が消防法令に基づき組織し設置するもの。

第2 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は次のとおりとする。

- 1 地域防災組織の活動内容
 - (1) 平常時災害予防活動
 - ア 防災知識の習得、普及
 - イ 消火訓練、避難訓練その他防災訓練の実施及び参加
 - ウ 情報収集及び伝達体制の確立
 - エ 家庭及び地域の火気使用施設、器具等の点検
 - オ 防災用資機材の点検整備
 - カ 地域での見守り活動
 - (2) 災害時活動
 - ア 市、消防その他の防災関係機関からの情報の伝達
 - イ 各家庭に対する出火防止
 - ウ 初期消火活動の実施
 - エ 避難、指示等の伝達
 - オ 傷病者、障害者、高齢者等の要配慮者の避難誘導
 - カ 負傷者の救出、救護
 - キ 炊き出し、救護物資等の配布等の協力
 - ク その他防災関係機関等の行う応急対策活動の協力
 - ケ 避難所の自主的な運営
- 2 施設、事業所等の防災組織の活動内容
 - (1) 平常時災害予防活動
 - ア 消防計画の作成と実行
 - イ 消火、通報及び避難訓練の実施
 - ウ 消防用設備、防災用設備等の点検整備
 - エ 火気の使用または取扱に関する監督
 - オ 避難または防災上必要な構造及び設備の維持管理
 - カ その他防災管理上必要な業務
 - (2) 災害時活動
 - ア 市、消防その他の防災関係機関への通報
 - イ 初期消火活動の実施
 - ウ 避難誘導措置の実施
 - エ 負傷者の救出、救護
 - オ その他、防災関係機関の行う応急対策活動の協力
 - カ 地域における防災活動への協力

第3 市及び消防の措置

市及び消防本部は、次により自主防災組織について措置する。

- 1 地域ごとの防災組織の設置及び育成を図り、自主防災組織の活動資機材・設備の整備、リーダー

の養成、訓練の実施に努める。

- 2 災害時に自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害情報の伝達、協力要請、活動指針等について指導する。
- 3 事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進めるものとする。

第4 事業所等における防災活動の推進

事業所等は、それぞれの実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

また、事業所は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第5 地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3節 ボランティア育成・支援計画

災害発生時におけるボランティア活動の必要性、重要性から、市はボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る必要がある。そのため、県や市社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図り、平常時から、市民が自発的にボランティア活動に参加できる環境や団体の主体性を尊重した運営の支援システムを整備するとともに、災害時におけるボランティア活動の支援体制を整備し、研修や訓練を行う。

- 1 災害ボランティアの主な役割
 - (1) 生活支援に関する業務
 - ア 被災者家屋等の清掃活動
 - イ 現地災害ボランティアセンター運営の補助
 - ウ 避難所運営の補助
 - エ 炊き出し、食糧等の配布
 - オ 救援物資等の仕分け、輸送
 - カ 高齢者、障がい者等の介護補助
 - キ そのほか被災地での軽作業（危険を伴わないもの）
 - (2) 専門的な知識を要する業務
 - ア 救護所等での医療、看護
 - イ 被災住宅・宅地の応急危険度判定
 - ウ 外国人のための通訳
 - エ 被災者へのメンタルヘルスケア
 - オ 高齢者、障がい者等への介護・支援
 - カ アマチュア無線等を利用した情報通信事務
 - キ 公共土木施設等への調査等
 - ク そのほか専門的な技術・知識が必要な業務

第1 災害ボランティア受入れのための事前準備

災害ボランティア活動を円滑に行うため、平時より福井県防災士会、勝山青年会議所、勝山市社会福祉協議会、勝山ボランティアセンター運営委員会及び市で構成される「勝山市災害ボランティアセンター連絡会」を設置し、連絡体制を確保するとともに以下の活動を行う。

- 1 ボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくり
市は、勝山市災害ボランティアセンターと連携し、ボランティアの自主性を重視しつつ、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。
- 2 コーディネーター等の養成
勝山市災害ボランティアセンター連絡会は、災害が発生した場合にボランティアが直ぐに活動できるように、被災者・地域住民・行政機関と災害ボランティアを的確に結びつける調整及びボランティアセンターの運営役として、平常時から災害ボランティアコーディネーターを養成するよう努める。
- 3 ボランティア教育の推進
市は勝山市災害ボランティアセンター連絡会と連携し、災害時に即応できるボランティアの育成のため、平常時からの地域での見守りの大切さや、社会貢献について関心をもち、理解を深めるよう、情報の提供や研修を行う。
- 4 ボランティア情報システムの登録推進
インターネット上でボランティア情報を提供する「福井県社会貢献活動支援ネット」の普及を図り、市民の登録を促進するとともに、電子メールその他の各種媒体によるボランティア関連情報の提供を行う。

第2 災害時支援ボランティアの活動の環境・広域応援（派遣・受け入れ）体制の整備

災害時にボランティア活動が円滑に実施されるように、ボランティア自身による自主的な活動運営の環境を整備するとともに、他地域との連携を図る。

- 1 ボランティア活動拠点の整備

勝山市災害ボランティアセンター連絡会は市と協議し、災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信ルートへの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、災害ボランティアの受け入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備に努める。

また、市は、災害時に必要な資機材の整備を平常時から行う。

2 広域応援体制の整備

市は、災害時のボランティア活動を円滑化するため、隣接市町や遠隔地との応援体制について検討・整備を行う。

また、勝山市災害ボランティアセンター連絡会は、各構成団体のネットワークにおいて災害応援協定を結んでいる団体と、平常時から情報交換や研修の場を確保し、応援体制を整備する。

第4節 避難対策計画

第1 警戒避難体制の整備

地震から人命を守るため、避難所等の整備を行い、災害から一時的に難を逃れる緊急時の避難場所及び被災者の一定期間避難生活を送るための避難所の指定を行い、震災時における迅速かつ適切な避難誘導を行う体制の整備を図る。

第2 指定緊急避難場所

1 指定緊急避難場所の指定

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、市は、災害対策基本法施行令（以下、政令という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所または施設を、災害ごとに、指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。

(1) 地震災害

- ア 地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設または周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所であること
- イ 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること
- ウ 都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間であること

2 指定緊急避難場所に関する通知等

市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。

市は、指定緊急避難場所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

3 住民への周知

指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日ごろから住民等への周知徹底に努めるものとする。

第3 指定避難所

1 避難所の指定

円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市は以下の事項について調査し、政令で定める基準に適合する学校やまちづくり会館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。

指定避難所について、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについては、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

また、市は、一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

2 指定避難所に関する通知等

市は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは市長に届出を行う。

市は、指定避難所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

3 避難所の備蓄

市は、指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、マスク、消毒液、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

第4 地区避難所の選定

災害発生時、市が選定する避難所に避難ができない場合等を想定し、市は地区や自主防災組織に対し、地区や自主防災組織が自主的に指定し、自主参集・運営する避難所を予め設定するよう促す。

市は、地区や自主防災組織に対し、地区避難所に基本的な防災資機材等を備蓄するよう促す。

第5 避難路等避難誘導體制の整備

市は、避難路となることが予想される道路の安全を確保するため、十分な幅員の確保と延焼防止等のための施設整備に努めるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

市は、避難路となることが予想される道路の安全を確保するための整備に努め、地区はあらかじめ避難所までの避難路を選定に努める。

避難誘導に当たっては、警察、消防、自主防災組織等の協力を得ながら、避難道路の要所に誘導員を配置するなど、高齢者や障害者等要配慮者にも配慮した避難誘導體制の確立を図る。

第6 避難所運営体制の整備

市は震災発生後速やかに避難所管理運営体制を構築するため、避難所の維持管理体制及び震災発生時の要員の派遣方法をあらかじめ定めるとともに、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

1 避難所の自治体制

避難者は、区長、自主防災組織会長等を中心とし、「避難所運営・開設マニュアル」に基づき、協力して避難所の運営に当たる。その際、女性の参画促進に努めるものとする。

2 施設管理者の支援体制

施設管理者は、避難所設置時には避難所の管理運営に協力するほか、運営の支援を行う。

第7 避難所情報通信体制の整備

避難所、医療救護所となるべき施設に対しては、情報伝達機器の整備促進を図る。

第8 地域防災活動体制

住民や自主防災組織が震災時に活動できる施設や資機材の整備に努める。

〔防災資機材の概要〕

情報収集用	トランジスタメガホン、トランシーバー、ハンドマイク、ラジオ
救出・救護 ・避難用	バール、ジャッキ、のこぎり、スコップ、つるはし、ハンマー、斧、チェーンソー、工具セット、はしご、懐中電灯、ロープ、ビニールシート、テント、寝袋、簡易トイレ、担架、三角巾、軍手、車椅子、リヤカー、発電機、投光器、コードリール、土のう
給食・給水用具	鍋、かまど、コンロ、備蓄燃料、調理器具、食器
食料・医薬品	備蓄食料、備蓄飲料水、備蓄医薬品
被服・標識	ヘルメット、腕章、防災服、長靴、避難誘導旗、防災のぼり旗
収納庫	防災倉庫、簡易収納庫

第9 学校等での避難誘導體制

市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するル

ールを、あらかじめ定めるよう促す。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第10 広域避難のための体制の整備

市及び県は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在中にかかる応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民(以下「広域避難者」という。)の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在中の用に供することについても定めるなど、他の市からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えるものとする。

第5節 防災訓練計画

震災時における応急対策活動を迅速的確に実施できるよう各種の防災訓練を行い、防災体制の確立と防災意識の高揚を図るための計画である。

第1 実施責務及び協力

- 1 市長は地震発生時における被害を最小限に抑えるため、必要な防災訓練を実施するとともに、震災時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行うことなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう、住民の防災意識向上のための取組に努めるものとする。
- 2 住民その他の関係団体においてもこの防災訓練や地域の防災訓練などに積極的に参加、協力するものとする。
- 3 災害予防責任者は、個別にまたは共同して、必要な防災訓練を実施する。
- 4 災害予防責任者は、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第2 防災訓練の種別

- 1 総合防災訓練
地震発生に際し、市、消防本部その他関係機関及び住民が一体となって相互に連携協力し、応急対策が迅速かつ確実に行えるよう総合的な防災訓練を実施する。
- 2 消防訓練
消防本部及び関係機関が、消防活動の円滑な遂行を図るため、年1回以上地震災害を想定し関係機関と合同にて実施する。
又、多数の者が出入りし、勤務し、または利用する施設、事業所などに対しては、特に、自衛消防組織等の育成を図り、共同での訓練の実施を推進する。
- 3 救助、救護訓練
地震発生の際、迅速かつ的確な救助、救護体制を確保するため単独又は他の訓練と併せて次の訓練を行うものとする。
(訓練の例) 避難誘導 救助 医療助産 炊き出し、給水 物資輸送等
- 4 通信連絡訓練
市及び防災関係機関が、震災時における通信情報連絡を迅速かつ的確に実施するため、平素より連絡体制の整備、通信手段の確保、機器操作の習熟等について万全を期するため次により適時実施する。
 - (1) 災害情報連絡訓練
地震に関する情報、指示、命令及び報告等を円滑に実施するため、連絡体制の強化を主眼に実施する。
 - (2) 非常無線通信訓練
地震発生時において、通信系統が不通となり、または障害を受けた場合、通信連絡系統の確立を図るとともに、地区非常無線通信系統の速やかな運用を図るため実施する。
- 5 参集訓練
地震発生時において、応急対策を迅速かつ確実に実施するため関係市職員の参集を実施する。
- 6 避難訓練
地震発生に際し、迅速な避難統制の確立のため地域、学校、事業所等関係機関においてはそれぞれの計画に基づいて実施する。

第3 訓練の方法、時間、場所及び訓練記録

訓練は、実施機関が単独または他の機関と共同して、いくつかの訓練を組み合わせ実施する等、効果的に行われるよう検討するとともに、最も訓練効果のある時間場所等を選定する。

第6節 飲料水、食料品、生活必需品の確保計画

地震発生時における住民の生活を確保するため、飲料水、食料品、生活必需品の備蓄・調達体制を確立する。

第1 緊急必要物資の確保

市及び防災関係機関は、震災時における食糧品及び生活必需品等の生活必需物資、応急及び復旧用資材並びに燃料等の供給を円滑に行うため、事業者等と協定を結び、最低限必要なものを供給できるよう努める。また、自らの安全は、自らが守るのが防災の基本であることから、市民に対し、最低3日、推奨1週間分の食糧、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）準備の啓発を行う。

第2 飲料水の確保

市は、第13節に定める供給処理施設等災害予防計画に基づき、災害による水道施設の被害を最小限に止め、速やかに水の供給を確保するものとする。また最低限必要な水の備蓄に努める。

[資料編] 防災資機材・食糧等分散備蓄物資一覧表

第7節 要配慮者震災予防計画

地震発生時には、地域住民の多くが何らかの被害を受けることがあるが、中でも、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦や外国人などの要配慮者は特に大きな影響を受けやすい。

そのため、要配慮者に配慮した震災対策を推進する。

第1 高齢者、障がい者に配慮したまちづくり

1 福祉のまちづくりの推進

高齢者や障がい者の社会参加の基盤となる生活環境の改善について、地域社会全体として推進するため、「福井県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障がい者に配慮したまちづくりを進める。

2 避難路の整備及び確保

要配慮者利用施設から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難する際に障害となる物を除去するなど、避難路の安全確保を図る。また、不特定多数の人が利用する公共施設において、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った非常時用の避難誘導システムの導入を促進するよう検討する。

第2 災害応急体制の整備

1 要配慮者利用施設の耐震化等

市は、スプリンクラーや屋内消火栓の設置、建物構造の耐震化など要配慮者利用施設の防災化のための施設・設備の充実強化を指導するものとする。

また、要配慮者利用施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、要配慮者利用施設の耐震化を図るなど防災化のための施設設備の整備を行うものとする。

2 要配慮者利用施設の災害応急体制

要配慮者利用施設の管理者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定めておくものとする。

3 地域ぐるみの救護体制の整備

(1) 避難行動要支援者名簿の整備

市は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、勝山市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、個別避難計画を整備するよう努めるものとする。避難行動要支援者名簿等については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合または、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、両計画の統合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

ア 避難支援関係者となる者

避難支援等に携わる関係者として区長・町内会長・班長・本地域防災計画に定めた消防機関のうち消防本部または消防署、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等（以下「避難支援等関係者」）に対し避難行動要支援者名簿の登載者の同意を得ることにより、または勝山市の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下のとおりとする。

要介護者	要介護者認定区分3～5に該当する者	
高齢者	65歳以上の人のみで構成する高齢者世帯のうち要支援1～2または要介護度1～2の者	
障害者	身体障害者	身体障害者手帳1～2級
	知的障害者	療育手帳A1～A2
	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1～2級
支援希望者	上記に掲げる者のほか、特別の事情を有する者（老老介護、日中独居、病弱なもの等）で、支援を希望する者	

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

① 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

② 名簿作成するために、必要な個人情報については、次に掲げる台帳等から避難行動要支援者の要件に該当する者の情報を収集すること。

- 要介護認定関係台帳
- 勝山市身体障害者福祉法施行細則に定める関係台帳
- 勝山市知的障害者福祉法施行細則に定める関係台帳
- 精神障害者福祉手帳交付管理簿
- 民生委員児童委員から提出のあった福祉票
- 前年度の避難行動要支援者のうち同意した者の名簿

エ 名簿の更新に関する事項

市は、区長など避難支援等関係者・自主防災組織等と連携し、名簿については地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

市は、避難支援等関係者に対し名簿情報提供時には、その取扱いについて指導する。

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市は、避難情報の伝達が円滑に行えるよう、要配慮者の特性にあわせた伝達方法をあらかじめ確認すると共に、聴覚障害者等を対象としたFAXや携帯電話メールによる伝達システムを構築する。また、手話通訳者や手話のできる人を育成し、災害時の支援活動に対応できるよう努める。

その他、市及び県は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

キ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

ク 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者等の安全確保については、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合い、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと併せて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることへの理解を促すこと。

4 避難所の整備

市は、災害時に避難所となる施設の整備を要配慮者について考慮した整備努めるものとする。

また、病院、社会福祉施設等の避難場所（一時的な避難場所を含む。）としての活用について、管理者の理解が得られるよう努めるものとする。

5 福祉避難所の指定及び周知

市は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下、福祉避難所という。）をあらかじめ指定し、要配慮者を含む地域住民に周知する。

なお、福祉避難所の指定に当たっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された老人福祉センター及び特別支援学校等の施設を指定する。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

第3 情報連絡・伝達設備及び体制の整備

避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達設備及び体制については、要介護高齢者、視覚障がい、聴覚障がい、肢体障がい等、避難行動要支援者の特性にあわせ、「個別計画」を作成する中で整備を図るものとする。

また、要配慮者に対する情報連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体の活用等、迅速・確実な情報取得のための設備・機器（電光掲示板等）の設置についても検討し、具体化を図る。

さらに、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保する。

その他、県及び市町は、外国人の避難誘導の際に、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

第4 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

市町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第5 防災知識の普及

1 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

市は、県と協力して、漫画、ビデオの手法を取り入れることや外国語版など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。

2 社会福祉施設及び事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

第6 防災訓練における配慮事項

市は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第7 要配慮者に対する災害対策の配慮

市は、震災対策を講じるに当たっては、以下の内容について要配慮者に配慮するものとする。

- 1 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握
- 2 生活支援のための人材確保
- 3 障害の状況等に応じた情報提供
- 4 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施
- 5 要配慮者のための福祉避難所の確保

第8 外国人に係る対策

1 防災知識の普及啓発

市、県及び福井県国際交流協会は、災害時に取るべき行動や災害情報を記載した「多言語防災カード」の配布や各地域における外国人コミュニティリーダーの養成等を通じ、外国人の防災知識の普及啓発等を推進する。また、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

2 外国人を含めた防災訓練等の実施

市及び県は、防災訓練を実施する際、外国人の参加を呼びかけるなど、地域において外国人を支援する体制が整備されるよう努める。

また、市・県・福井県国際交流協会職員、外国人、通訳ボランティア等が参加する災害多言語支援センターの設置・運営訓練を行い、参加者や職員の対応能力の向上を図り、災害時の外国人支援に備える。

3 通訳ボランティア等の育成・確保

市、県及び福井県国際交流協会は、災害時に外国人を支援できるよう、通訳ボランティアの育成や確保に努めるとともに、外国人の自助や地域でのネットワークづくりに資するため、外国人に日本語を教えるボランティアを育成する。

4 外国人相談体制の充実

市、県、福井県国際交流協会は、防災を含む日常生活の中での様々な問題について、気軽に相談し、適切な助言が受けられるように相談窓口の充実を図る。

[資料編] 社会福祉施設の状況

指定避難所（一時避難所、拠点避難所、予備施設）

指定緊急避難場所

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

第8節 医療・救護予防計画

震災は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、市は関係機関の協力により医療体制の整備を図る。

第1 医療救護活動体制の確立

1 初期医療体制

勝山市医師会は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、市の要請により救護班を編成し、市に協力するものとする。

2 後方医療体制の整備

医療救護所等で手当を受けた傷病者のうち、重傷病者を災害時収容施設（救急病院や被災地外の病院）へ移送するため、医療情報の提供や患者搬送の体制の確立を図る。

3 広域的医療体制の整備

災害の規模によっては、県、自衛隊、日赤、県医師会等関係機関の応援が必要となるため、広域的な協力関係を構築するよう努める。

4 医薬品等の確保

各防災関係機関は、災害発生時に備え必要な防疫・医薬品等の整備に努める。

5 医療施設の耐震化

医療救護の拠点となる医療施設について、災害時にその機能と安全性を確保するため、耐震性の点検・強化について啓発を行う。

[資料編] 医療施設一覧表

災害時の医療救護に関する協定書（勝山市医師会）

第9節 建築物等災害予防計画

建築物の災害予防及び市街地の防災化のための計画である。

第1 建築物災害予防計画

市は地震災害による建築物の損害を予防する為、所管施設について、震災時に被害が発生する箇所に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、耐火性を保つよう配慮するものとする。

特に公共施設については不燃化を進めるとともに、耐震化を図るよう促進する。

また、民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底を行うとともに、日常の点検等を促進し防災対策を図る。

- 1 建築物等の維持保全については、市長は都市計画区域内、特に準防火地域及び県知事が指定する区域内における建築物の常時適法維持に努める。
- 2 長期停電に備え、非常用発電機を整備し、72時間外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。
- 3 市及び県は、建築物の耐震改修の促進に関する法律等の主旨に基づき、耐震改修促進計画に基づき、既存建築物の耐震改修を図る。
- 4 違反建築物に対しては、市長は県知事に対し施工の停止、除去、移転、改築、使用制限等の措置をとるように要請するものとする。
- 5 保安上危険である建築物については、市長は県知事に対し、危険建物の除去、移転、改築、修繕模様替え、使用禁止、使用制限等の措置をとるよう要請するものとする。
- 6 市街地中心部の建ぺい率及び容積率の高いところでは、防火地域、準防火地域及び県知事が指定する区域の拡大を図り、現市街地建築物の増改築についても、防災上有効な耐火、耐震化を促進する。
- 7 がけ地の崩壊等による危険から住民の安全を確保するため、必要に応じ建築基準法上に規定する災害危険区域を指定し建築物等の制限を行う。
- 8 市は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策や、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図ることとし、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
また、県及び市は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

第2 都市防災化計画

市は建築物の不燃化、都市空間の確保と過密化した都市環境の整備、防災対策の改善を図るものとする。

- 1 建築物不燃化の推進
防火、準防火地域の指定、建築物の不燃化の推進等により震災時の被害防止に努める。
- 2 防火空間の確保、整備拡大
都市公園、幹線道路の整備を進め、震災時における避難場所、避難路の確保、火災の延焼防止、救護活動の円滑な実施を図る。
 - (1) 都市公園の整備
震災時における避難場所あるいは防火帯としての機能を有する都市公園の整備を図る。
 - (2) 幹線道路の整備
震災時の緊急輸送路としての機能を有する道路構築を行い、避難路及び火災の延焼防止に役立つ道路整備を推進する。
- 3 市街地の防災対策
既成市街地の防災に対処するため、建築物の不燃化、街路の整備等を促進し、都市災害の防止を図る。

第3 被災建築物応急危険度判定制度の整備

- 1 判定士の養成
地震によって被災した建築物の危険度を判定する制度の整備を図るため、県が実施する建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定講習会の開催、受講者の登録に協力することによって早急

に被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。

2 実施体制の整備

応急危険度判定の方法、判定士の権限、身分保障、派遣要請等について、県と緊密な連携を図る。
また、震災時に県に対して判定士の派遣を要請した場合における判定士の受け入れ体制、必要資機材の整備など実施体制の整備に努める。

3 制度の普及啓発

県と連携し、被災建築物応急危険度判定制度の趣旨について住民の理解が得られるよう、広報誌等を通じ普及啓発に努める。

第4 被災宅地危険度判定制度の整備

1 判定士の養成

大地震によって大規模かつ広範囲に被災した宅地の危険度を判定する制度の整備を図るため、県が実施する土木、建築技術者等を対象とした被災宅地危険度判定講習会の開催、受講者の登録に協力することによって早急に被災宅地危険度判定士の養成に努める。

2 実施体制の整備

危険度判定の方法、判定士の権限、身分保障、派遣要請等について、県と緊密な連携を図る。
また、災害時に県に対して判定士の派遣を要請した場合における判定士の受け入れ体制、必要資機材の整備など実施体制の整備に努める。

[資料編] 防火地域、準防火地域内の建築規制

第10節 火災予防計画

地震発生時における消防体制の充実強化、防火思想の普及徹底等火災予防のための計画である。

第1 消防計画の策定

消防本部は、火災を予防、警戒及び鎮圧し、住民の生命身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は震災による被害を軽減するため、通常からの教育、訓練、消防施設、火災予防思想の普及徹底及び震災発生時の応急対策等に関する計画を定めるものとする。

第2 消防力の強化

地震発生時における消防体制の充実強化を図るとともに、相互応援体制の強化及び広域消防体制の確保を図るものとする。

1 組織の強化

「消防力の整備指針」に基づき、消防職員及び消防団員の確保と施設、機器等の整備を図り、事務執行及び震災活動体制の強化に努める。

2 教育訓練

消防を取り巻く環境の変化に対応した効果的な教育及び訓練体制を確立し、その計画的な推進を図り、消防職員、団員の資質、技能を向上するものとする。

- (1) 教育の種類は、所属教育、委託教育及びその他の教育とする。
- (2) 訓練の種類は、基礎訓練、火災防ぎょ訓練、水災害防ぎょ訓練、救急救助訓練及び総合防災訓練とする。
- (3) 消防長は、教育、訓練に係る基本理念等を示すとともに、年間教育訓練実施計画を策定するものとし、すべての消防職員及び団員は積極的にこれに参加するほか、自己研鑽に努めなければならない。

3 施設等の整備及び保全

消防業務の拡大と震災に対する消防施設等の整備は、計画的にこれを推進し「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」等に適合するよう整備を図り、これの的確な運用と適切な保全に努めるものとする。

- (1) 消防ポンプ自動車、小型動力消防ポンプ等の整備強化
- (2) 特殊消防自動車、資機材等の整備
- (3) 緊急通信指令システム、消防無線電話、各種電話（携帯・IP）等、通信指令及び情報収集のための施設の整備
- (4) 防火水槽、消火栓の効果的配置
- (5) 近代的個人装備の充実

第3 一般火災予防対策

火災は、火災予防知識の不足と防火に対する責任観念の欠如から発生することが多いことに鑑み、消防本部及び防災関係機関は、次により火災予防を推進し、市民の防火意識の高揚と連帯的防火体制の確立に努めるとともに事業所における防火管理体制の強化を図る。

1 火災予防運動

全国一斉に行われる春・秋の火災予防運動をはじめとして、年末年始の防火運動、毎月13日の「市民防火の日」を設定するなど防火と人命の安全確保について積極的な呼びかけを行う。

2 火災予防広報

火災予防は市民一人ひとりが常に防火意識を持つことが最も肝要であり、市民参加の防火をモットーに幅広い広報活動に努める。

- (1) 火災予防運動期間に各区長、事業所等を通じた広報
- (2) 市広報「広報かつやま」による広報
- (3) 防火講習会、座談会、消火器取扱指導等を通じた広報
- (4) 年末年始、異常気象時等必要に応じて巡回での広報
- (5) 防火管理研究協議会、危険物安全協会が発行する機関紙を通じた広報
- (6) 幼・少年消防・女性防火クラブ等を通じた広報
- (7) 市内の独り暮らしの高齢者については、女性消防団員をファイヤーヘルパーに任命し防火訪問

- を実施し、火災予防及び震災時の避難救助体制を確立する。
- 3 防火対象物の立入検査
防火対象物からの出火とこれにともなう人命危険を防止するため、関係ある場所に立ち入って防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査し、火災予防上の不備欠陥の排除、又は改善について積極的に指導する。
 - (1) 総合査察
査察対象物の火災予防に必要な事項について総合的に行う査察。
 - (2) 特定査察
査察対象物の火災予防に必要な特定事項について行う査察。
 - (3) 警防査察
警防上必要な事項について行う査察。
 - (4) 一般家庭査察
住居を専用とする防火対象物について行う査察。
 - 4 防火管理者制度の充実
消防法第8条の規定に基づく防火管理者に対し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。
 - 5 自主防火体制の強化
事業所等の自衛消防組織、及び地域における自衛消防組織の育成指導を図る。
 - 6 防火対象物定期点検報告制度の推進
「防火対象物定期点検報告制度」の徹底強化を図る。
 - 7 住宅防火対策の推進
住宅からの出火防止と高齢者を中心とする死傷者の低減を図るため、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の普及と維持管理、防火診断の実施等総合的な防火対策を推進する。

第4 文化財火災予防対策

歴史的に貴重な財産を火災から守るため、消防本部及び防災関係機関は、予防体制の強化及び防火施設の整備を図り火災防止対策の推進に努める。

- 1 予防広報
毎年の「文化財防火デー」を中心に、市民の文化財愛護と防火意識の高揚を図るため広報活動を行う。
- 2 防火指導
文化財の所有者・管理者等に対し、関係機関等と協力して次の対策を推進する。
 - (1) 防災訓練等の実施
 - ア 通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練
 - イ 防災訓練後の点検、整備及び研究
 - (2) 防災対策の推進
 - ア 消防計画の作成と計画に基づく防災体制の整備
 - イ 文化財立入検査及び防火指導
 - ウ 消防用設備等・防災設備の点検・整備
 - エ 震災等に対するための木造建造物等の資機材等の整備
 - オ 文化財周辺住民に対する防火指導及び震災体制の整備

[資料編] 消防力の現況
勝山市の文化財

第11節 土砂災害予防計画

地震に伴う山地崩壊、地すべり、急傾斜地の崩壊等地盤に係る土砂災害を防止するため、危険区域等の実態を把握し、必要な施策を講ずる。

第1 治山対策の推進

市、県及び関係機関は、山地災害防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図るため、治山に関する計画を策定し、次により山地治山、水源地域整備、防災林整備等の治山事業を推進する。

- 1 予防治山事業の推進
- 2 荒廃林地に対する、治山事業の早期施工
- 3 保安林の改良整備

第2 砂防対策の推進

市及び関係機関は、地震による、土砂災害（土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊・地すべり等）から人命財産を守るため、次により砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。

- 1 砂防事業
山地の荒廃による溪流からの土石流防止のための堰堤工または侵食作用による土石流出防止のための溪流保全工を施工し災害の未然防止を図るよう国及び県に要請する。
- 2 急傾斜地崩壊対策事業
「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により急傾斜地崩壊危険区域に指定可能な地域は指定の推進を行い、県を中心に災害の生ずる恐れのある箇所について危険度の高いものから順次急傾斜地の崩壊を防止する施設の整備を図る。又、災害の発生が予想される地域内での行為の制限、改善、勧告命令等の防災指導を県と連携して行う。
- 3 地すべり対策事業
地すべりの災害を防止するため「地すべり防止区域」の指定を推進し、地震の発生により地すべりを起こす危険度の高いものから順次、防止施設の整備を図るよう県に要請する。

第3 山地災害対策の推進

市は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が、現に発生し又は発生する危険のある森林で、その危害が直接人家又は公共施設におよぶおそれがある地域について「山地災害危険地区」とし、森林法に基づき施設の整備及び森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図るよう県に要請する。

第4 危険区域の管理

市及び関係機関は、以下により危険区域等の管理に万全を期する。

- 1 災害の発生が予想される区域（砂防指定地、土砂災害警戒区域）等を把握し、災害の発生防止のための施設の施工推進を図る。
- 2 区域内においては、関係機関が協力して現地調査等の必要な措置をとり、危険箇所を確認し、状況により通行禁止、立入禁止、住宅建築禁止等の必要な措置をとる。

第5 土砂災害警戒区域の指定等

市は、県と協力し、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、土砂災害による危険の周知等を図る。

また、土砂災害特別警戒区域については、次の措置が講じられる。

- 1 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- 2 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- 3 土砂災害時に著しい損害が生じる建築物に対する移転等の勧告
- 4 勧告等による移転者への融資や資金の確保

第6 警戒避難体制の整備

市は、危険が予想される地域の実態を把握し、地震により土砂災害の発生が予測される場合にお

いては、関係機関と緊密な連絡を取り合い現地踏査を行い必要な措置を講ずる。

また、県と福井地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報、砂防指定地及び山地災害危険地区、土砂災害警戒区域等における情報伝達方法等について周知するとともに、警戒避難体制を整備する。

1 危険区域の周知

洪水・土砂災害ハザードマップ、市ホームページ等に、砂防指定地、山地災害危険地区、土砂災害警戒区域等危険区域を掲載し、関係住民に周知を図る。

また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めることとし、宅地の耐震化を促進するよう努める。

2 土砂災害警戒区域における警戒避難体制

市は、情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等

警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために、防災行政無線、広報車、緊急メール、エリアメール・音声一斉配信サービス等を用いて関係住民に周知を図る。また、平常時から関係住民に伝達方法を周知する。

(2) 避難場所・避難経路

市は、避難場所を本章第4節「避難対策計画」により警戒区域ごとに選定するものとする。

また、土砂災害に対する安全性を確認し、警戒区域ごとに避難経路を選定するものとするが、選定が困難な場合は、避難経路として適さない区間を明示したり、土石流等のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すこととし、詳細は洪水・土砂災害ハザードマップに掲載するものとする。

3 避難指示等の発令基準の設定

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

4 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地を地域防災計画に定め、これらの施設に対しての土砂災害に関する情報、予報警報の伝達手段として、防災行政無線、戸別受信機、緊急メール、エリアメール・音声一斉配信サービス等を活用する。

また、土砂災害警戒区域に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項等について定めた避難確保計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画について市町長に報告するものとする。

5 自主防災組織の育成

災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、当該区域の協力を得て、自主的な防災組織の育成に努めるものとする。

6 危険区域の防災パトロール及び点検の実施

危険区域内における災害の未然防止及び被害の軽減を図るため、防災関係機関等の協力を得て防災パトロールを実施し、危険区域の点検を行う。

7 ハザードマップ等の作成

市は、土砂災害危険箇所等の土砂災害に関する総合的な資料を図面表示等含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布し、啓発に努めるものとする。土砂等の災害発生が予測される場合においては、市は、関係機関と緊密な連絡を取り現地踏査を行い、必要な措置を講ずる。

また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めることとする。

第7 土砂災害警戒区域に相当する区域における措置

市、県及び防災関係機関は、県の基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した

区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。
特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

[資料編] 土砂災害警戒区域等
地すべり防止区域・崩壊危険地
山地災害危険地区
土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号施設一覧表

第12節 交通施設災害予防計画

鉄道、道路の災害予防のための計画である。

第1 鉄道施設

鉄道事業者は、以下により鉄道施設の防災構造化等災害予防対策を推進するよう努めるとともに、応急対策及び復旧資機材の確保を図る。

- 1 施設、設備の防災構造化
 - (1) 地震による盛土箇所崩壊等を防止するための法面改良
 - (2) 橋梁等における耐震性問題構造物の解消
 - (3) 道路との立体交差化、踏切遮断設備の設置、改良等の安全施設の整備
 - (4) 線路保守上の危険箇所付近の特殊信号装置の設置
- 2 列車防衛装置の整備
 - (1) 落石・雪崩等検知装置の整備
 - (2) 地震発生時の安全運転確保のため地震情報等防災ネットワークの確立
 - (3) 降雨時における安全確保のための雨量計設置
 - (4) 震災発生時の警戒態勢の確立
- 3 応急対策及び復旧用資機材の確保
 - (1) 震災発生時の社員招集態勢の確立と、復旧資機材の完備
 - (2) 震災等復旧用重機械等の出動について、民間協力業者との協力体制確立

第2 道路施設

道路管理者は、道路施設の防災構造化を推進するとともに、震災が発生した場合の応急復旧体制の整備を図るものとする。

- 1 道路の整備
震災時における道路施設の機能を確保するため、道路法面等の路面への崩落及び路体の崩壊が予想される箇所、橋梁、横断歩道橋、隧道等について調査を実施し、補修箇所等対策工事の必要箇所の整備を促進する。
- 2 道路啓開用資機材の確保
事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能確保のため、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材を確保できる体制の整備に努める。
- 3 橋梁等の整備
災害時における橋梁機能の確保を図るため、橋梁の安全点検調査を実施し、補修箇所等対策工事の必要箇所の整備を推進する。

橋梁等の耐震基準については、「道路橋示方書・同解説・V耐震設計編（H29.11）」を準用し、耐震点検調査や補修等対策工事を行い、今後新設する橋梁については、上記仕様または今後国において示される新たな基準に基づき整備を行う。

また、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

- 4 トンネルの整備
震災時におけるトンネルの安全の確保のため、所管のトンネルについて、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所を指定してトンネルの整備を推進する。
- 5 支援体制の整備
交通信号機に障害が発生した場合において、警察、交通巡視員の手信号等による交通整理及び復旧措置を支援する体制を予め整備しておくものとする。

第13節 供給処理施設災害予防計画

地震が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、通信の途絶防止、電力、水道、下水道、電気通信等供給処理施設の確保を図るため、機関ごとに万全の予防措置を講ずる。

第1 防災体制の強化

市及び防災関係機関は、地震災害の特殊性を充分検討し、緊急時において円滑かつ効率的な応急対策が実施されるよう措置しておくものとする。

1 通信連絡体制

公衆通信回線の混乱を考慮し、防災非常無線の整備を図るとともに、民間無線利用の提携を図る。

第2 通信施設資機材の整備

震災時の住民の安全確保を目的とした迅速、的確な情報収集及び救難、救助を実施するため、以下により防災施設及び資機材等の整備に努める。

1 市、県及び防災関係機関は、民間団体も含めた一連の情報収集、分析及び伝達の体制を計画的に整備確立する。

特に、市、県防災行政無線のほか、消防、警察等他の関係機関の非常無線の確保を図るものとし、震災時を想定した各機関相互の連絡体制の整備充実に努める。

2 防災関係機関は、災害時の優先扱い電話の有効な活用体制を整備するとともに、災害時優先扱い電話の所在等を明確にし、電話番号を関係機関に通知するものとする。

また、市及び関係機関は、県が構築した福井県防災情報ネットワークの有効利用を図るための手法等について調査研究し、緊急メール、インターネットの有効利用に努める。

第3 電気通信設備災害予防対策

電気通信施設の管理者は、地震等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について浸水防止対策等の予防措置を講じ万全を期するものとする。

1 災害予防対策

災害による故障発生を未然に防止するため、次のとおり防災設計等を行い、万全を期する。

- (1) 豪雨、洪水等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- (2) 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
- (3) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
- (4) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。

2 災害対策用機器及び車両の確保

災害が発生した場合において被害を迅速に復旧し、電気通信サービスを確保するため、次の災害対策用機器等を配備する。

- (1) 非常用無線衛星通信装置、非常用無線装置
- (2) 移動電源車、発電発動機
- (3) 非常用移動電話局装置、車載型基地局装置
- (4) 応急復旧用ケーブル
- (5) その他災害対策用機器

3 災害時措置計画の作成

災害が発生した場合において通信不能地域をなくし、電気通信サービスを確保するため、次の措置計画を作成する。

- (1) 伝送措置（伝送路切替、回線切替、臨時回線の作成等）
- (2) 交換措置（う回路変更、利用制限等）
- (3) 手動台措置（手動台臨時中継、利用者への利用案内等）

第4 水道施設災害予防対策

市は、地震の発生による水道施設の被害を最小限に止め、速やかに水の供給を確保するため、水道施設の整備増強及び給水体制の整備を推進する。

1 施設等の整備

水道整備事業及び配水管整備事業等の実施について、水道施設設計指針及び水道施設耐震工法指

針等により、施設の耐震化を図るものとする。

2 取水施設

表流水取入口、水源地等は、常時、機能が最大限発揮できる状態に維持管理するとともに、現有能力を正確に把握し、その保全に万全を期すものとする。

また、停電時における動力源の確保に努める。

3 浄水施設

浄水施設は、常時、機能が最大限発揮できる状態に維持管理するとともに、現有能力を正確に把握し、その保全に万全を期すものとする。

また、停電時における動力源の確保に努める。

4 送配水施設

(1) 地震等の災害に対処するため、送配水管等の漏水、老朽状況を調査・点検し損傷、老朽箇所を補修を行い、上水の送水、配水に支障がないよう維持管理に努める。

(2) 送水ポンプ場、配水池等は、常時、機能が最大限発揮できる状態に維持管理するとともに、現有能力を正確に把握し、その保全に万全を期すものとする。

また、停電時における動力源の確保に努める。

5 給水装置

給水装置は、使用者（所有者）の財産であることから、使用者（所有者）に対し、損傷、老朽箇所の補修について助言・指導するとともに、適切な管理に努めるよう啓発する。

6 応急復旧用資機材の整備

滅菌用薬品及び応急復旧用資機材の整備、備蓄を推進する。

7 応急復旧体制の整備

地震の発生により被災した水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制を整備する。

第5 下水道施設災害予防対策

市は、地震の発生による下水道施設の被害を最小限に止め、速やかに汚水処理を確保するため、下水道施設の整備増強を推進する。

1 施設等の整備

下水道施設整備事業等の実施について、下水道施設設計指針及び下水道施設の耐震対策指針等により、施設の耐震化を図るものとする。

2 管渠等

地震の発生に対処するため、常時、管渠の流水状況を調査・点検し堆積物の除去及び損傷箇所の補修を行い、下水の流出路が阻害されないよう維持管理に努める。

3 処理施設及び汚水中継ポンプ所等

(1) 処理施設及び汚水中継ポンプ所等は、常時、機能が最大限発揮できる状態に維持管理するとともに、現有能力を正確に把握し、その保全に万全を期すものとする。

(2) 停電時における動力源の確保に努める。

4 応急復旧用資機材の整備

滅菌用薬品及び応急復旧用資機材の整備、備蓄を推進する。

また、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

5 応急復旧体制の整備

地震の発生により被災した下水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制を整備する。

第6 電力施設災害予防対策

電力施設の管理者は、地震による電力施設の被害を軽減し、安定した電力供給の確保を図るため、以下により施設、設備の管理、点検、整備を行うとともに、応急対策及び復旧用資機材の確保、輸送体制の整備を図る。

1 変電施設について

主設備、付属設備その他防護施設の確保、輸送体制の整備を図る。

2 送配電施設について

(1) 一般的対策 重要設備、回線等の点検、整備を実施する。

(2) 山地対策 土砂採取等に対する鉄塔基礎周辺の保安対策を実施する。

- (3) 雪害対策 支持物及び電線の耐雪性を考慮した設備とし、危険樹木の伐採等による予防措置を講ずる。
- 3 通信設備について
主要通信系統の健全回線への切替えによる応急連絡回線の確保、無停電電源または予備電源の確保等を図る。
- 4 一般需要家の電気工作物について
自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物について、電気設備に関する技術基準の定めるところにより、定期的に巡視、点検、調査を実施する。

[資料編] 水道施設における災害応急対策及び重大事故応急対策方針
上水道施設概要図
応急給水機器資材一覧表
下水道施設における災害応急対策及び重大事故応急対策方針

第14節 危険物等災害予防計画

危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物の災害予防のための計画である。

第1 危険物保安予防対策

消防本部は、消防法で定める危険物による地震の発生に伴う災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して、法令の定めるところにより、適正な保安教育及び訓練の徹底、保安体制の強化を図る。

1 危険物の範囲

危険物とは、消防法施行令別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

2 予防広報

危険物火災は、消火困難に陥りやすく、又人命負傷の危険性が高いことから危険物施設における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く市民に危険物の安全に対する意識の高揚及び啓発を図るため広報活動に努める。

3 災害予防体制

危険物施設等の関係者に対し次の事項を指導し、安全管理及び自主保安体制の確立を図る。

- (1) 技術基準の維持管理及び予防規定等の自主保安基準の整備
- (2) 従業員に対する保安教育の徹底
- (3) 自衛消防組織の設置及び訓練の実施
- (4) 定期点検の実施

4 危険物施設に対する立入検査

危険物の貯蔵、取り扱いに対する法令等違反の是正及び災害発生の未然防止を図るため、次により立入検査を実施する。

- (1) 貯蔵、取り扱い及び管理等の指導
- (2) 位置、構造及び設備の維持管理の指導
- (3) 消防用設備等の維持管理の指導
- (4) 危険物保安監督者の選任及び非常時に取るべき措置の指導
- (5) その他危険物災害防止に必要な事項

5 危険物取扱者の教育

危険物取扱者に対し、法令の周知徹底と危険物安全管理の適正を期するため、保安講習等を実施する。

第2 高圧ガス、火薬類、毒物劇物等の保安対策

1 関係機関のとるべき措置

高圧ガス、火薬類及び毒物劇物の保安対策については、災害発生時の人命、身体に及ぼす影響が極めて大きいことから、県と連絡を密にして自主保安体制の確立を推進するとともに、消防機関への届出及び施設への立入検査等により現状を把握し、二次災害の防止を図る。

2 火薬類の危険に際しとるべき措置

地震の発生に伴い、火薬類の貯蔵所の近隣に火災が発生し危険に瀕した場合、火薬類の安定度が低下し煙や異臭を発した場合は、その後災害を引き起こす可能性が大きいので、発見者は速やかに警察に届け出なければならない。又、販売業者は、次の応急措置を講じなければならない。

- (1) 貯蔵火薬類を安全な地域に移動し、見張り人をつける。
- (2) 移動の余裕がない場合又は、移動経路が危険な場合は、火薬類を水中に沈める等安全措置を講ずる。
- (3) 以上の措置をとれない場合は、貯蔵所の入口、窓等を完全に密閉し、防火の措置を講じたうえ、付近住民の避難の検討を関係機関に要請する。

第3 危険物等の輸送対策

危険物、高圧ガス、火薬、毒物劇物等を輸送する車両の管理者は、あらかじめ次の措置を講じて輸送途上における災害発生の未然防止を図る。

- 1 危険物等輸送にあたっては、積み込み、積み卸し作業の監視体制を整備するとともに、イエロー

- カードを携帯し、輸送過程における安全措置に万全を期するものとする。
- 2 危険物等輸送に従事する者に対し、防災知識の普及教育と災害発生時における応急対策訓練の徹底を図るものとする。

[資料編] 危険物施設一覧表
危険物の種類別危険性

第15節 積雪時の地震災害予防計画

地震の発生に伴い降積雪による災害を防止し、市民生活の安定と産業経済活動の維持を図るための計画である。

第1 計画の基本

市民、市及び防災関係機関は、雪に強い町づくりをスローガンに毎年作成する「勝山市雪害対策計画」に示される対策を総合的に実施し、雪害の予防を図る。

第2 平常時対策

市及び関係機関は、平素から積雪に対処するため、次の事項について対策を講じる。

1 公共的対策

(1) 道路の耐雪強化

- ア 都市計画道路及び主要幹線道路網の整備
- イ 生活道路及び通学路の整備、歩行者空間の確保
- ウ 道路附属構造物の除排雪適応性の強化
- エ 道路の流・消雪設備の整備拡大
- オ 除排雪機械の拡充

(2) 農道の整備

(3) 都市構造の耐雪強化

電気・水道・下水道・通信施設の耐雪強化

(4) なだれ危険箇所対策

防止柵の設置・防止林の造成

2 民生的対策

(1) 建築物対策

- ア 排雪スペースを考慮した宅地規模の造成指導
- イ 耐雪建築物の建設推進
- ウ 屋根融雪補助等による既存住宅の耐雪化
- エ 公共建物の屋根雪下ろし基準の周知
- オ 空き屋、空き工場等不在家屋の管理指導

(2) 市民生活等対策

- ア 食料品の備蓄
- イ 住民の健康管理の徹底

(3) 農林業対策

- ア 温室ビニールハウス等の融雪装置
- イ 農作物の越冬対策等の推進
- ウ 間伐など、積雪期に適した林業の指導による健全な森林の整備
- エ 越冬用家畜飼料の確保

第3 降積雪期前対策

市及び防災関係機関は、降積雪期を前に、勝山市雪害対策会議を開催し、関係各機関によるそれぞれの対策をとりまとめ、「勝山市雪害対策計画」を作成し、相互の連絡調整を行い、総合的かつ計画的な雪害対策の推進を図るものとする。

1 公共的対策

(1) 情報の収集、広報

- ア 気象情報の収集
- イ 積雪観測所の設置
- ウ 広報体制の整備
 - ①有線、無線電話システムの確保
 - ②福井県防災情報ネットワーク、市防災行政無線、緊急メール、消防無線の利用

(2) 道路交通網の確保対策

- ア 除雪体制の確立

- イ 国、県道及び主要市道相互間の除雪計画の調整
- ウ 除雪機械等の整備点検
- エ 民間除雪機械の協力確保
- オ 町内会、事業所の除雪協力体制の調整
- カ マイカー使用の自粛の周知徹底
- キ 違法駐車等防止のための広報活動実施
- ク 交通規制区域の路上駐車の指導警告などパトロールの強化
- ケ 道路付属構造物の保護のための標識の設置
- コ 倒木対策の推進
- (3) 建物、施設等の保全対策
 - ア 公共建物・施設、私有建物・施設の保全
 - イ 屋根雪下ろし基準の周知
 - ウ 農林公共土木等の施設保全
 - エ 文化財、その他公共施設の保全
- (4) 電力供給対策
 - ア 電力供給施設の保全
 - イ 事故未然防止と復旧についての協力依頼
- (5) 食糧対策
 - ア 応急米の確保
 - イ 生鮮食糧等の調達供給
 - ウ 給水対策
 - エ 食品衛生対策
- (6) 物資対策
 - ア 雪害応急対策物資の確保
 - イ 燃料の確保
- (7) 文教対策
 - ア 児童生徒の危険防止と保健管理
 - イ 学校及び社会教育施設の保全
 - ウ 学校給食材料の確保
- (8) 労務対策
 - ア 災害応急対策要員の確保
 - イ 屋根雪下ろし等除雪作業員の登録、紹介
- (9) 消防対策計画
 - ア 消防施設、消防機械器具の整備点検の徹底
 - イ 消防施設周辺の除雪、水利確保のための標識の設置
 - ウ 火災予防の周知徹底
 - エ 危険物取扱いに係る指導の強化
- (10) なだれ防止対策
 - ア 関係機関との連絡調整の強化
 - イ 危険箇所の表示
 - ウ 交通規制、迂回路の設定
- 2 民生的対策
 - (1) 孤立地区対策
 - ア 住民への保健指導
 - イ 通信確保対策の整備
 - (2) ひとり暮らし老人、障害者等要配慮者対策
 - ア 保健指導と治療入院勧奨
 - イ 除排雪についての近隣住民、自主防災組織等の協力体制の確立
 - (3) 保健衛生対策
 - ア 救急体制、避難体制の整備・強化
 - イ 保健衛生及び医療の確保
 - ウ 救急医薬品の確保と緊急輸送体制の確立
 - エ 除排雪作業における事故防止と健康管理の周知・徹底

- (4) ゴミ、し尿対策
 - ア 降雪前収集の徹底
 - イ 降雪時の収集方法の周知・徹底

第4 「住民の協力体制づくり」の推進

「勝山市雪害対策計画」の理念を実現するため、市は、以下により住民による協力体制づくりを図る。

- 1 地域コミュニティーの維持
雪害予防対策、応急対策の実施の円滑化、効率化のため、町内会等を基盤とする地域コミュニティーの維持のための施策に努めるとともに、自主防災組織の育成強化を図る。
- 2 地域ぐるみ除排雪活動、ボランティア活動の推進
以下について、市民の直接参加により地域ぐるみ除排雪の体制整備を図る。
 - (1) 生活道路の除雪活動を推進する。
 - (2) ひとり暮らし高齢者世帯、障害者世帯等で自力での除雪が困難な世帯への協力を推進する。
 - (3) 市において、降雪時前から除雪作業員を募集、登録することで、雪下ろしの困難な世帯への支援体制を確立する。

第5 要配慮者対策の確立

- 1 高齢者、障害者等に配慮した対策の推進
積雪時には高齢者、障害者等の要配慮者は特に影響を受けやすいことから、市は高齢者、障害者等が利用する施設の優先的除雪、避難路の確保、自力で除雪が困難な要配慮者に対する除雪に対し自主防災組織の活動や、ボランティアを企業や学校等を通じて確保するなど要配慮者に配慮した対応を図る。
また、平時から避難支援プランの整備などを通じて、要配慮者に対する除雪支援体制を確立するよう努めるほか、要配慮者のニーズに応じた除雪支援制度の整備や、広報に努めるものとする。
- 2 在宅要配慮者等の支援体制の推進
市は、降積雪時に長期にわたって援助が必要となる在宅の要配慮者に対し、定期的な訪問や巡回健康相談等の地域が一体となった支援体制の推進を図る。また、要配慮者やその家族が雪害に関する基礎的知識や降積雪時にとるべき行動等について理解を深めるため、防災上必要な知識の普及啓発につとめる。

第6 消融雪等設備への助成

市は、住宅屋根融雪補助制度を整備、拡充し、雪に強い町づくりを図る。

[資料編] 勝山市雪害対策会議開催要綱
勝山市空家等の適切な管理に関する条例
雪崩危険箇所

第16節 航空防災体制整備計画

防災関係機関が応急対策の円滑な実施のために必要とする施設、設備並びに資機材の整備及び緊急必要物資の確保についての計画である。

第1 災害対策用ヘリポートの整備

市は、震災時の救助救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定及び整備に努める。

1 ヘリポートの選定

ヘリポートは、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から選定するものとする。

2 県への報告

市は、新たにヘリポートを選定した場合には、県に報告するものとする。また、既存のヘリポートについては、随時、点検検討を行い、選定を変更する場合もまた同様とする。

3 ヘリポートの管理

市は、選定したヘリポートの管理について、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮しなければならない。

[資料編] 災害時用ヘリポート

第17節 緊急事態管理体制整備計画

震災時において、市が災害対策活動を円滑に実施するための緊急事態時に対する備えを万全にし、機能的な活動体制の整備を図るための計画である。

第1 防災生活圏構想の推進

消火、避難、救助、救急、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施するため、自治会、地区、市、県といったそれぞれの防災生活圏ごとに包摂する下位の防災生活圏の支援に努める。

このために必要な機能（応援部隊・ボランティアの活動調整、支援物資の集配、備蓄）を備えた防災活動拠点となる施設を地区にそれぞれ整備するよう努める。

また、小中学校が避難所となった場合に備えて、教職員の緊急時の活動マニュアルの作成や避難所機能と教育機能の両立を含め、避難所としての利用・運営方法等の整備を図る。

〔防災生活圏毎の施設、設備〕

生活圏	施設、設備
自治会	町内集会所や社寺広場、駐車場等を地区避難所や、自主参集場所として設定。基本的な防災資機材等を備蓄。
地区	各まちづくり会館・小中学校を市指定避難所として設定。情報端末となる防災行政無線、パソコン等を整備。生活必需品や防災資機材等を備蓄。
市	防災活動の指揮命令機能や情報通信機能等を有する拠点として整備。避難所等に対する必要な食糧、生活必需品の分散備蓄。要配慮者のためのサービスの拠点を整備。
県	県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、市町等と結ぶ防災行政無線、福井県災害情報システムを整備。

第2 地域防災活動体制

住民や自主防災組織は、災害時に活動できる施設や資機材の整備に努める。

〔防災資機材の概要〕

初期消火用	可搬式消防ポンプ、消火器、組立型水槽等、消火栓関係
救助活動用	携帯用無線機、ハンドマイク、発電機、チェーンソー、バール、担架等
救護活動用	濾過器、救急医療器セット、防水シート、簡易トイレ等
訓練用	ビデオ、映写装置、訓練用消火器具等

第3 市防災活動体制

市は、物資の集積、救急・救援活動や災害時のボランティア受入を目的とした地域防災拠点、市防災行政無線等の情報通信施設、食糧・日用品の備蓄倉庫、避難所や庁舎等の72時間対応可能な非常用電源等の整備に努め、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

また、震災時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校や防災活動の中心となる庁舎については、耐震化に努める。

災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

第4 市消防活動体制

防災活動の中核となる消防本部は、災害対策資機材等の整備に努める。

消防水利	耐震性貯水槽（防火水槽）、消火栓の整備
車 両	消防自動車、特殊車両（緊急消防援助隊用を含む）等の整備
資 機 材	救助用資機材の整備

第5 公的機関等の業務継続性の確保

市及び県等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食糧等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第3章 災害応急対策計画

この章は、地震災害が発生し、または発生するおそれがある場合に災害の発生を防止し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために必要な計画を定める。

第1節 組織動員計画

地震により災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するために、市が災害対策本部を設置し、職員を動員配備すること等について定める。

第1 組織

「勝山市災害対策本部」の組織について定める。

1 勝山市災害対策本部の組織

勝山市災害対策本部（以下「本部」という。）は、勝山市役所、勝山市福祉健康センター「すこやか」又は勝山市体育館「ジオアリーナ」に置く。

本部は、本部長、副本部長、危機管理幹、本部員及びその他の職員で組織する。

2 本部の設置

市長は、次の場合に本部を設置する。

- (1) 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- (2) 警戒体制以降大きな被害が発生し、または発生するおそれがある場合
- (3) その他市長が必要と認めた場合

3 設置の通報及び公表

本部を設置したときは、直ちに県、勝山警察署等防災関係機関へ通報するとともに、報道機関を通じて公表し、本部の標識を市庁舎正面玄関に掲示する。

4 本部の運営等

本部設置前及び設置後の組織及び運営等について必要な事項は、勝山市災害対策本部条例に基づき「災害対策本部運営要綱」に定める。

5 本部の閉鎖

本部長は、災害発生のおそれが解消したと認めるとき又は災害応急対策が概ね終了したと認めるときは、本部を閉鎖する。

第2 市の配備体制

配備体制ごとの配備基準及び職員の対応組織は、次のとおりとする。

本部設置前

区分	配備内容	配備基準	対応組織
注意体制	庁内各課の職員で情報連絡活動が円滑に行え得る体制をとる。 ・災害情報の収集、整理、伝達 ・警戒体制への移行準備	(1) 市内で震度3の地震が発生し軽微な被害の通報があった場合 (2) 火災が山林を含む市内で発生し、2時間以上延焼を続けている場合 (3) 気象庁から白山の噴火警報レベル2が発表された場合	(勤務時間内) ・各課等 (勤務時間外) ・宿日直者 ・必要に応じ総務課職員(避難所の体制) ・避難所管理責任者等は、市と連絡のとれる体制をとる。市民から自主避難の要請があった場合、遅滞なく応じる。
警戒体制	庁内各課の必要人員を持って充てるもので、災害応急対策等又はその初期段階で情報連絡体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに本部体制に切り替える体制をとる。	(1) 市内で震度4の地震が発生した場合 (2) 気象庁から白山の噴火警報レベル3が発表された場合 (3) 火災が山林を含む市内で発生し、6時間以上鎮火せず延焼を続けており、人家が巻き込まれる可能性のある場合	災害対策警戒連絡室の設置(勤務時間外) ・宿日直者 ・総務課、建設課、営繕課及び農林課であらかじめ指定された職員 ・必要に応じ、福祉課、健康体育課、上下水道課、教育総務課及びこども課職員(避難所の体制) ・まちづくり会館館長及び避難所管理責任者等は、指示があれば直ちに避難所開設に応じられる体制をとる。 ・避難所開設の指示があった場合、避難所管理責任者等は避難所に参集

本部設置

	配備内容	配備基準
	市長の命令により、原則として職員総員をもって充てる。ただし、本部長の命により減員しBCP等に従い他の業務も併せて遂行する場合もある。	(1) 市内で震度5弱以上の地震が発生又は震度4以下で比較的大きな被害が認められた場合 (2) 気象庁から白山の噴火警報レベル4以上が発表された場合 (3) 火災が山林を含む市内で発生し、多数の住家が巻き込まれる可能性が高いと判断される場合 (4) その他市長が必要と認める場合

[資料編] 勝山市災害対策本部条例
災害対策本部運営要綱

第2節 要員確保計画

災害応急対策実施のために必要な要員の確保、相互応援協力等についての計画である。

第1 要員の確保

1 実施責任者

市長は、災害応急対策を実施するために必要な要員の確保を行なう。

2 要員の確保の種別、方法

災害応急対策を実施するために必要な要員の確保の手段は、おおむね次によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

- (1) 市、県、及び防災関係機関の常用労務者及び関係者等の動員
- (2) 民間奉仕団（赤十字奉仕団等）の協力動員
- (3) ハローワークの斡旋供給による動員
- (4) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (5) 緊急時等における従事命令等による動員

第2 相互応援協力

市は、災害において災害応急対策を実施するために必要とするときは、隣接市町等と相互に応援協力を行ない、活動の万全を期するものとする。

1 広域応援要請

(1) 県内相互応援

災害対策基本法、消防組織法、県・市町村災害時相互応援協定、福井県広域消防相互応援協定、福井県市町防犯隊相互応援協定に基づく要請を行う。

(2) 県外からの応援

まず小松市、白山市に相互応援協定に基づく要請を行う。また必要に応じ、環境自治体会議災害支援協定を締結する市町村、隣接県、ブロック単位、全国単位に災対法、消防組織法、県の相互応援協定（福井県と北陸3県、中部9県1市、近畿2府7県、岐阜県との協定）に基づく要請を県等に対し行う。

2 知事に対する応援の要請等

市長は、応援措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の規定に基づき、知事に対して応援を求め、または、応急措置の実施を要請するものとする。

3 応援要請の方法

前第2項により応援を求める場合には、次に掲げる事項について文書をもって要請するものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話または、電信によるものとするが事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を希望する人員、物資、資材、機材器具等の品名及び数量
- (3) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所、機関
- (4) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (5) その他必要な事項

4 他の市町に対する応援協力

市長は、災害対策基本法第67条の規定又は市町との個別協定に基づき、他の市町から応援を求められたとき及び同法第72条の規定に基づき知事から他の市町への応援協力の指示を受けた場合は、応援できない正当な理由がある場合を除き、すみやかに応援隊を組織し、派遣するものとする。

第3 奉仕団等の編成及び活動

1 奉仕団の編成

- (1) 奉仕団は、おおむね次の団体等で編成する。

- ア 赤十字奉仕団
- イ 町内会
- ウ 老人会

- エ 壮年会
- オ 婦人会
- カ 青年団体連絡協議会
- キ 各種団体
- ク その他有志者

(2) 奉仕団は、各団体別に編成する。

奉仕団に名称を付し、団長、班長等をおき、平常時の組織等を考慮し、災害奉仕活動の実態に即した編成をするものとする。

2 奉仕団の作業

奉仕団は、主として次の作業に従事、協力する。

- (1) 炊き出し
- (2) 清掃及び防疫
- (3) 応急対策用物資、資材の輸送及び配分その他災害救助活動への協力
- (4) 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- (5) 救援隊への協力
- (6) その他上記作業に類した作業

3 奉仕記録

奉仕団の奉仕を受けたときは、次の事項について記録し、整備しておかなければならない。

- (1) 奉仕団の名称及び人員または氏名
- (2) 奉仕した作業内容及び期間
- (3) 責任者、連絡方法等
- (4) その他参考事項

第4 労務者等に対する従事命令等

災害応急対策実施のための人員が、一般奉仕団の動員並びに労務者の雇上げ等の方法によってもなお不足し、他に供給方法がないとき、もしくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行するものとする。

- 1 状況により警察が応急処置業務の従事命令を代行するときは、速やかに通知を受け必要な事後処理を講ずる。
- 2 警察官が急を要する場合の事物の関係者、その場に居合わせた者に対する危害防止処置命令を行った場合は、速やかに通知を受け、必要な事後処置を講ずる。

[従事命令等の種類と執行者]

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策作業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令 従事命令	災害対策基本法 71.1	知事・市長 (委任を受けた場合のみ)
		〃 71.2	
		〃 65.1	市長
(災害応急対策全般)	〃	〃 65.2	警察官
		警察官職務執行法 4	警察官
消防作業		消防法 29.5	消防吏員、消防団員
水防作業		水防法 24	水防管理者、水防団長、消防機関の長

[命令対象者]

命令区分・作業対象	対象者
災害対策基本法による市長、警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	その場に居合わせた者 その事物の管理者 その他関係者
従事命令 (消防作業)	火災現場付近に在る者
従事命令 (水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第5 合同調整所の設置

市または県は、必要に応じて合同調整所を設置し、災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とともに密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第6 各機関の協力及び経費の負担

1 協力の実施

- (1) 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施の遂行に支障のない限り協力または便宜を供与するものとする。
- (2) 各機関の協力業務の内容は「第1章 第4節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」に定めるものとし、協力方法は、次に掲げる事項について各計画に定めるところによる。
 - ア 通報体制の確立
 - イ 現地災害対策における指揮、命令系統の統一
 - ウ 防災資機材の整備
 - エ 防災組織の確立と防災訓練の徹底
- (3) 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協議を整えておくものとする。
- (4) 市は各機関の間にあつて相互協力のあつせんをするものとする。

2 経費の負担

- (1) 国から市または県に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法ならびに、他府県、他市町または県に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、法に定めるところによる。
- (2) 指定公共機関等が市に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定める。

3 救助・救護活動の活動拠点

市及び県は、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図るものとする。

[資料編] 災害時応援協定一覧表

第3節 自衛隊等災害派遣要請及びその受入に関する計画

震災に際して、自衛隊または県若しくは隣接市町等による救援隊の派遣を要請する際の手続、受け入れ等についての計画である。

第1 災害派遣要請の基準

- 1 応急対策の実施にあたり、市の組織等を高度に活用しても、なお事態を收拾することができない場合、または事態が急迫し緊急を要する状況にある場合、市は、自衛隊等の派遣を要請する。
 - (1) 人命救助のため応援を必要とするとき。
 - (2) 救助物資の輸送のため、応援を必要とするとき。
 - (3) 主要道路の応急復旧に必要とするとき。
 - (4) 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

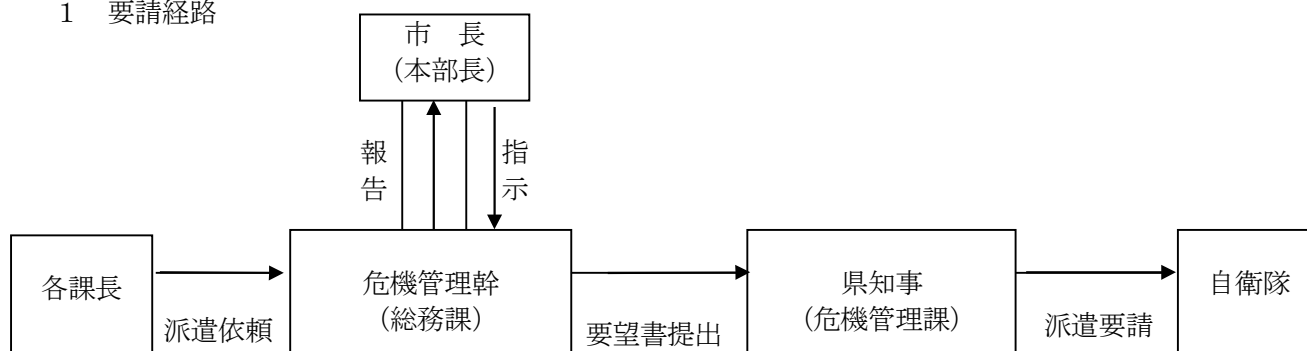
第2 自衛隊災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、おおむねつぎのような場合とする。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 死者、行方不明者、傷者等の搜索救助
- 4 道路または水路等交通路上の障害物の排除、施設の損壊または障害物がある場合の除去、街路、鉄道線路上の転覆トラック、崩土等の排除、除雪等
- 5 診察、防疫、病虫害防除等の支援
- 6 通信支援
- 7 人員及び物資の緊急輸送
- 8 炊飯及び給水の支援
- 9 救援物資等の無償貸付及び譲与
- 10 消防活動の支援
- 11 その他知事が必要と認め自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議し、決定する。

第3 自衛隊災害派遣要請の手続

1 要請経路



2 派遣要請の方法

市長が派遣要請を指示したときは、ただちに県知事宛「派遣要請書」を提出する。但し、緊急を要する場合は電話等で行った後すみやかに提出する。

この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

3 派遣要請事項

- (1) 災害の状況及び派遣を要する理由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する人員、車両、航空機などの概数
- (4) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (5) その他参考となるべき事項

4 派遣要請先

派遣要請先	電話番号
陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） （石川県金沢市野田町1-8）	076-241-2171
陸上自衛隊第372施設中隊長 （鯖江市吉江町4-1）	0778-51-4675
海上自衛隊舞鶴地方総監部（連絡窓口：防衛3室） （京都府舞鶴市余部下1190）	0773-62-2250
航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛班） （石川県小松市向本折町恵比戊267）	0761-22-2101

第4 災害派遣部隊の受入

- 1 応急対策における救護活動が迅速効果的に実施できるように必要な資機材の準備をする。
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の準備をする。
- 3 派遣部隊の連絡調整事項
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 人員
 - (3) 救援内容
 - (4) 救護に必要な資機材
 - (5) 市の連絡窓口及び責任者

第5 自衛隊災害派遣部隊の撤収

市長は、派遣部隊の救護を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、県知事に撤収要請書を提出する。

- 1 撤収要請事項
 - (1) 撤収日時
 - (2) 撤収要請の理由
 - (3) 事故の有無
 - (4) その他

第6 経費の負担区分

自衛隊の救護活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として派遣を要請した県または市が負担するものとし、負担区分について疑義が生じた場合その都度協議して決める。

- 1 派遣部隊の宿営及び救護活動に必要な土地、建物の使用料及び借上料
- 2 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱費、水道料、電話通信費及び入浴料
- 3 派遣部隊の救援活動に必要な資機材の調達・借上、運搬、修理費
- 4 その他派遣命令者と県が協議して決定したもの

[資料編] 自衛隊災害派遣要請書（様式）
自衛隊災害派遣撤収要請書（様式）

第4節 ボランティア受入計画

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるようボランティア活動環境を整備するための計画である。

第1 ボランティアの受入体制

1 県

福井県災害ボランティア活動基金を活用し、災害ボランティアの活動拠点となる福井県災害ボランティア本部（以下「災害ボランティア本部」という。）を必要に応じて設置し、災害ボランティア活動の支援を行う。

また、対策本部にボランティア部門を設け、災害ボランティア本部と連携を図るとともに、市町と情報交換を行い、被災地におけるボランティアニーズの把握を行う。

2 市

避難所、救援物資集積所等から情報収集し、ボランティアニーズの把握を行う。

また、当該ニーズに応じて県にボランティアの要請を行うとともに、勝山市災害ボランティアセンターの設置要請及び活動の支援を行う。

3 勝山市社会福祉協議会

ボランティアの円滑な活動を促進するため、市と連携して各種ニーズに応じた調整及びあっせん等を行う。

また、必要に応じ、勝山市災害ボランティアセンター連絡会を開催し、勝山市災害ボランティアセンターの開設について協議する。

第2 災害ボランティアセンター

1 災害ボランティアセンターの設置

市災害対策本部は、災害の規模、被害状況等、様々な情報を総合的に勘案し、勝山市災害ボランティアセンター連絡会に対し、勝山市災害ボランティアセンターの設置を要請することができる。勝山市災害ボランティアセンター連絡会は、連絡会構成団体による協議・判断により、あるいは緊急の場合においては連絡会座長の判断より同センターを設置することができる。

2 災害ボランティアセンターの設置

市は、必要に応じ地域防災基地の一部にボランティアセンターを設置するよう支援を行う。

3 ボランティア活動の調整、支援

勝山市災害ボランティアセンターでは、ボランティアの受付、登録、ボランティア活動のコーディネーターならびに関係機関、県社協、県災害ボランティア本部との連絡調整などを行う。

また、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境については配慮するものとする。

4 市災害対策本部との連絡調整

勝山市災害ボランティアセンターは、定期的なミーティング、活動の報告及び市災害対策本部との連絡調整を行いながら諸問題の解決を図る。

第3 資機材の提供について

1 運営資機材（事務機器等）・活動資機材

市は災害ボランティアセンターの運営に必要なOA機器や事務用品をはじめとする運営資機材・活動資機材を調達するものとする。

第5節 災害救助法の適用に関する計画

災害に際し、食糧その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、その保護と社会秩序の保全を図ることを目的とした、災害救助法の適用による応急的な災害救助に関する計画である。

第1 実施機関

災害救助法による救助は、知事が国の機関として実施し、市長はこれを補助する。

なお、同法及び県条例の規定によりその職権の一部が市長に委任された場合は、市長がこれを実施する。

第2 適用基準

勝山市の災害救助法の適用基準は次のとおりである。

適用基準		災害救助法 施行令第1 条
県全体の住家減失世帯数等	市内の 住家減失世帯数	
(1) ー	50世帯以上	第1号
(2) 県全体の住家減失世帯数が1,000世帯以上の場合	25世帯以上	第2号
(3) 県全体の住家減失世帯数が5,000世帯以上の場合	多数の世帯	第3号前段
(4) 災害にかかった者の救護を著しく困難にする特別の事情があるとき	多数の世帯	第3号後段
(5) 多数のものが生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。		第4号

備考 災害救助法の適用の基準となる市内の減失住宅世帯数の数は、人口区分により定められている。

参考 勝山市の人口 22,150人 (令和2年国勢調査)

なお、住家減失世帯数は、以下により算出する。

全焼、全壊、流出等により住家（現実に居住のために使用している建物。以下同じ）を減失した場合	1世帯
半壊及び半焼等により住家を著しく損傷した場合	1/2世帯
床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住できなくなった場合	1/3世帯
床下浸水、一部破損等	不算入

第3 適用手続

市長は、当該災害が適用基準を満たすものと認められるときは、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ的確に被害状況を把握し速やかに県に報告するとともに、併せて法の適用を要請する。

【報告内容】

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の概況
- (ウ) 被害状況調べ
- (エ) すでにとった救助措置及びとろうとする措置
- (オ) その他必要な事項

第4 救助の種類及び実施期間

救助の種類	実施期間	計画
避難所の開設及び受入れ	7日以内	第3章第8節 避難計画
災害にかかった者の救出	3日以内	第3章第9節 救助計画
炊出しその他による食品の給与	7日以内	第3章第14節 食糧供給計画
被服寝具その他生活必需品の給与	10日以内	第3章第15節 衣料、生活必需品その他物資供給計画
飲料水の供給	7日以内	第3章第16節 給水計画
応急仮設住宅	20日以内着工	第3章第19節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画
住宅の応急修理	3ヵ月以内完成	同上
医療	14日以内	第3章第10節 医療及び助産計画
助産	7日以内	
死体の捜索、処理、埋葬	10日以内	第3章第22節 死体の捜索及び処理並びに埋葬計画
障害物の除去	10日以内	第3章第23節 障害物の除去計画
学用品の給与	教科書 1ヵ月以内	第3章第24節 文教対策計画
	文房具及び通学用品 15日以内	
生業資金の給与	1ヵ月以内	第4章第3節 経済秩序安定計画
応急救助のための輸送	種目毎の救助期間中	第3章第17節 輸送計画
応急救助のための人夫雇上げ	種目毎の救助期間中	第3章第2節 要員確保計画

第5 強制権の発動

知事は、災害救助法の規定により以下の強制権を発動することができる。

- 1 従事命令
一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限
- 2 協力命令
罹災者その他近隣者を救助に関する業務に協力させる権限
- 3 管理、使用、保管命令及び収容
特定の施設を管理し、土地・家屋・物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収容する権限

[資料編] 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表

第6節 災害情報収集伝達計画

地震による2次災害または大規模火災等を防止し、または、その被害を軽減するため、気象台が発表する注意報、警報の伝達及び市長による警報の発令その他について定める。

第1 福井地方気象台による気象情報等の伝達

1 気象情報等の種類

- (1) 注意報、警報、特別警報 … 福井地方気象台（以下、本節で「気象台」という。）が発表するものをいう。
- (2) 気象情報 … 警報や注意報の発表中にその本文で説明しきれない事項や、その後の変化などを補足あるいは警報や注意報の発表前に予め注意を喚起するため、必要に応じて具体的かつ速やかに発表するものである。

2 気象情報等の伝達

気象情報等の通報を受けたときは、当該気象情報により措置を講ずる必要のある機関に速やかに伝達するものとし、その通報先及び系統は、次ページ図のとおりとする。

第2 消防法による火災気象通報及び火災警報の発令

1 火災気象通報

気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、その状況を県知事（危機管理課）に通報し、県知事（危機管理課）は、福井県防災情報ネットワークにより速やかに勝山市長に伝達するものとする。

2 火災警報の発令

勝山市長は、火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは火災に関する警報を発することができる。

第3 福井地方気象台への協力

市及び防災関係機関は、以下により気象台が行う気象業務に協力する。

1 次の場合、気象台へ通報する。

- (1) 災害対策本部を設置したとき。
- (2) 災害救助法が適用されたとき。

2 次の事項につき、気象台からの照会により通報する。

- (1) 市の自然災害による被害状況
- (2) 気象台以外の気象観測資料
- (3) 河川の水位、流量の観測資料
- (4) その他

第4 震災時における通信連絡

震災時における通信連絡は、次に掲げる方法により、これらを単独又は組み合わせて弾力的な運用により行う。

1 市、県及び防災関係機関相互の通信連絡方法

災害に関して市及び防災関係機関相互の通信連絡は、一般加入電話、衛星携帯電話、防災行政無線、市業務用無線、消防無線、関係機関専用の通信設備及びインターネットにより行う。

2 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等

市、県及び防災関係機関は、災害に関する予警報の伝達、被害状況の収集、報告、関係機関への通知、要請、警告等の伝達に関し、緊急かつ特別の必要があるときには、災害対策基本法第57条及び第79条に基づき、次により、通信設備等を優先的に利用または使用し、通信の確保を図る。

(1) 電気通信設備の優先利用

市、県及び防災関係機関は、災害時において最優先に確保すべき通話を行うために、一般加入電話をN T Tの承諾を受けて災害時優先電話として利用するものとする。

この災害時優先電話を使用してのダイヤル通話は、通信網に異常輻輳が生じて一般電話の通話を規制した場合も、通話の規制を受けない。

(2) 有線電気通信設備又は無線設備の使用

市、県及び防災関係機関は、有線電気通信設備又は無線設備（有線電気通信法に規定する者が設置する有線電気通信設備又は無線設備）を使用し、通信連絡を確保する。この場合、予め設備の設置者と協議し、使用の手続きを定めておくものとする。

(3) 放送局の利用

市長は、放送局（放送法に規定する放送事業者）に対し、災害に関する伝達、通知または警告について放送を依頼することが適当と判断したときは、県（危機管理課）を通じこれらの放送を求める。

3 電波法に基づく無線局の非常通信

市、県及び防災関係機関は、災害、暴動等非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、有線通信を利用することが不能もしくは著しく困難な場合には、電波法の規定に基づき、人命の救助、災害の救援、交通の確保又は秩序の維持のための非常通信として、無線局の免許外の運用をすることができる。

4 通信の統制

通信施設の管理者は、災害の発生により有線及び無線通信が輻輳した場合には、適切な通信統制を実施する。

第5 情報の収集及び伝達

1 収集すべき情報

市、県及び防災関係機関は、以下の情報を収集する。

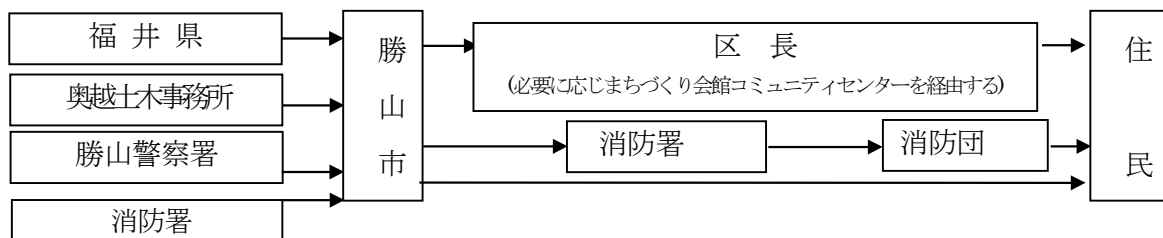
- ・雨量等の気象情報
- ・地域の災害情報
- ・発災情報
- ・住民の避難状況
- ・ライフライン等の復旧見通し情報

市及び県は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

2 通信情報の伝達経路

(1) 防災指令及び災害情報等の伝達系統

災害に関する勧告、指示（緊急）等（防災指令）及び災害情報の伝達は、次の経路による。



(2) 工場内災害の発災情報等の報告

大規模工場の管理者は、その管理施設内に災害が発生した場合で、周辺住民に被害が及ぶおそれがあると認められる場合は、速やかにその状況を市に報告しなければならない。

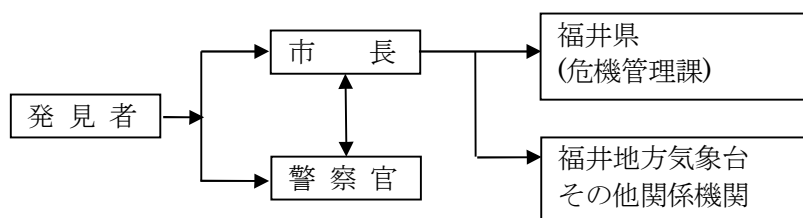
(3) 要配慮者からの緊急通報及び伝達系統

市、県及び関係機関は、障害者、養護老人等要配慮者からの緊急通報のあった場合は、速やかに応急対策を行いうるよう、関係の部局等に伝達しなければならない。

(4) 市は、携帯端末の緊急速報メール機能、防災行政無線、Lアラート（災害情報インターネットシステム）、音声一斉配信サービス等の活用による情報伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

3 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見したものは、災害対策基本法第54条により、遅滞なくその旨を市長または警察官に通報し、市長は速やかに県・福井地方気象台その他関係機関に通報しなければならない。



- (1) 異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防の決壊、雪崩等で大きな災害となるおそれのあるとき。
- (2) 河川の水位が異常にあがったとき。

第6 被害状況報告

震災に関する各種の被害状況の把握は、災害応急対策の基本となるものであるから、以下により迅速、正確かつ確実に行うものとする。

1 市の状況把握

市の関係機関は、災害が発生した等の場合には、「勝山市災害被害状況調査報告要領」に基づき被害状況を調査・報告するものとする。

2 県への報告

市は、その区域の被害状況を取りまとめ、福井県防災計画に定めるところにより県（危機管理課）あてに報告するものとする。

第7 県への被害状況報告等

1 報告の基準

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（消防庁）へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市域内で行方不明となった者について、県警察本部等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町または都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。

被害状況報告にあつては、概ね次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに県（危機管理課）へ報告するものとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (2) 県又は市が災害対策本部を設置したもの。
- (3) 災害が2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても、全県的についてみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- (4) 災害による被害に対し、国、県の特別の財政援助を要するもの。
- (5) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後（1）～（4）の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- (6) 地震が発生し、市内で震度3以上を記録したもの。
- (7) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの。
- (8) 注意報、警報が発令された場合において発生し、上記基準に該当しないもの。
- (9) その他特に報告の指示があったもの。

2 調査方法

被害状況の調査は、市民の生命及び財産に関する事項、並びに市の管理する施設について行うものとする。

3 報告の種類

- (1) 発生報告 災害が発生したとき直ちに行う。
様式第1・2号
- (2) 中間報告 発生報告後災害の状況が変わるたびに行う。
様式第1・2号
- (3) 確定報告 災害が終了しその被害が確定したときに行う。
様式第3号

- (4) 災害年報 毎年1月1日～12月31日までの災害状況について、翌年の4月1日現在で明らかになったものを、4月30日までに行う。
- (5) その他災害情報

第8 孤立集落の被害状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市、県、国及び指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市及び県に連絡するものとする。また、市及び県は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

[資料編] 気象庁震度階級関連解説表

福井地方気象台の行う注意報、警報、特別警報等の発表

勝山市防災行政無線・上水道無線の現況

勝山市防災行政無線局呼出し名称一覧

無線局の通信例

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について

電波法に基づく非常無線通信の利用

勝山市災害被害状況調査及び報告要領

災害報告取扱要領（福井県）

福井県被害状況報告（様式）

防災関係機関等連絡先一覧表

第7節 災害広報計画

震災時における各種応急対策の推進、社会的混乱の防止、実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚等に果たす広報の重要性を認識し、次の事項を整備するとともに、広報活動の積極的推進を図る。

第1 広報活動

防災関係機関は、地震が発生した直後、体制が整い次第各種の災害応急対策を実施することになるが、併せてその一環として次の媒体による災害防止広報をも分担し実施する。なお、地震災害発生時には平常時と異なり極端な情報不足、人心の動揺、流言の流布等により二次災害の引き起こされる可能性が高いので、これらを防止するため、市及び防災関係機関は、相互に協力し、情報を交換し合い可能な限り情報の一元化を図って災害情報等の広報にあたる。

第2 災害広報活動の実施方針

災害対策本部の広報担当部局は、各課と緊密な連絡を取り合い、統制のとれた迅速な情報の発表に努めなければならない。

第3 資料の収集方法

- 1 各課は刻々の情報を、総務課へ連絡するとともに、必要に応じて職員を現場に派遣し、情報収集及び映像取材を行う。
- 2 市民が撮影した映像資料を、広報等を通じ積極的に収集する。
- 3 報道機関等による取材映像、記事を収集、記録する。

第4 報道機関への発表

- 1 広報担当課は収集した災害情報や市の対策を、次のとおり、報道機関に発表する。
 - (1) 災害の種別（名称）及び発生日時
 - (2) 災害発生地域（場所）及び被害地域（場所）
 - (3) 被害状況
 - (4) 避難所の開設の有無
 - (5) 応急対策状況
 - (6) 災害対策本部の設置及び廃止
 - (7) その他必要な事項
- 2 災害報道においては特に速報性が重要視されるため、情報の急速な推移に適応するため、テレビ、ラジオ等の電波メディア及びインターネットの利用を図る。
- 3 市は、報道機関(放送事業者を含む)に対して情報が迅速かつ確実に提供できる情報提供体制の整備に努めるものとする。

第5 市民への広報

- 1 広報の方法
 - (1) 報道機関に対する積極的な報道依頼により、災害の状況、市の対策等を速報する。
 - (2) 防災行政無線、広報車、市広報、ポスター等及びインターネットやメール配信、音声一斉配信サービス等を利用し市民に正確な情報と市の災害対策計画や活動状況、その他注意事項等を周知徹底する。
 - (3) その他、あらゆる広報メディアを通じ、積極的に広報する。
- 2 広報の内容
 - (1) 災害発生直後の広報内容
 - ア 気象に関する予報・警報等
 - イ 二次的災害の危険性
 - ウ 高齢者等避難、避難指示及び避難上の注意事項
 - エ 要配慮者への支援の呼びかけ
 - オ その他必要事項
 - (2) 災害発生後の広報内容
 - ア 災害の現状及び予測

- イ 避難場所、方法等の注意事項
- ウ 市、その他防災関係機関の対策状況
- エ 公共交通機関の運行状況と交通規制状況
- オ 犯罪の予防と防疫に必要な事項
- カ 災害に対する市民の相互扶助の高揚と復興意識の啓発
- キ 被災者に対する救護活動状況及び医療救護所の開設状況
- ク 衣料、生活必需品等供給状況
- ケ その他、必要な事項

(3) 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民から照会があったときは、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害をうける恐れのある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

3 相談窓口、情報提供窓口の開設

災害が発生した場合には、あらかじめ設置してある相談窓口において被災者等からの相談、問い合わせ等に対応する。

また、国、県、市等の総合相談窓口の開設を行い、被災者等からの幅広い相談に応じる。被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

第6 市民からの広聴

災害時における広聴活動は、必要に応じ市民からの災害に関する要望事項を、直ちに各所属又は関係機関に連絡し、迅速適切な処理がされるよう努める。

第7 県、関係諸官庁に対する広報

被害状況、被害映像、情報、広報及び要望事項等を、県及び関係諸官庁に対して広報する。

第8 情報の保存

収集した情報は記録・整理し、必要に応じて市広報、冊子、その他各種記録媒体を作成し保存する。

[資料編] 防災関係機関等連絡先一覧表

第8節 避難計画

震災時において、危険地域にある住民、児童、生徒等を避難させ、人的被害の軽減を図るための計画である。

第1 避難指示

1 避難を必要とする場合

- (1) 地震等により、被害の拡大や二次災害発生のおそれがある場合
- (2) 延焼火災の拡大により広範囲な区域が危険にさらされるおそれがある場合
- (3) 崖崩れ、地すべり等大規模な地盤災害が予想され、または発生した場合

2 避難指示等が発令された場合の安全確保措置

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

3 実施責任者及び基準

事項 区分	実施責任者	措 置	実 施 の 基 準 例
避難指示	知事及びその命を受けた職員 〔水防法29 地すべり等防止法25〕	立退きの指示	地震に伴う地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるとき。
	市長 〔災害対策基本法60〕	立退きの指示及び立退き先の指示	建築物の倒壊、火災、崖崩れの災害が発生し、または発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認められるとき。
	警察官 〔災害対策基本法61 警察官職務執行法4〕	立退きの指示及び立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。市長から要求があったとき。
		警 告 避難の措置	地震に伴う災害の発生により、危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
部隊等の自衛官 〔自衛隊法94〕	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。	

4 避難指示等の実施責任者及び代理者

避難指示等の実施責任者は市長である。実施責任者に事故等があり職務を遂行できないときは、副市長を代理者とする。また、副市長に事故等があり職務を遂行できないときは、危機管理幹を代理者とする。

またあわせて、避難指示等の防災情報の住民への迅速な伝達のため、防災行政無線による情報伝達の仕組みを整備促進するとともに、広報車、携帯電話メール、音声一斉配信サービス等の多様な情報伝達手段の整備・確保に努めるものとする。

5 避難指示等の伝達（防災信号を含む）

市民等への、避難指示等の伝達は、防災行政無線、同報サイレン、警鐘、標識等によるほか通信

情報計画及び災害広報計画に定める伝達方法により行うとともに警察、消防機関、地元区長等の協力を得て組織的な伝達及び避難誘導等に努めるものとする。

またあわせて、避難指示等の防災情報の住民への迅速な伝達のため、防災行政無線による情報伝達の仕組みを整備促進するとともに、広報車、携帯電話メール、音声一斉配信サービス等の多様な情報伝達手段の整備・確保に努めるものとする。伝達の内容は次のとおりとする。

- (1) 避難指示の実施者
- (2) 避難指示の理由
- (3) 対象となる地域（地区名）
- (4) 避難先、避難経路等
- (5) その他注意事項

6 避難の指示等の報告

市長は、避難のための指示をしたときは、次の事項について速やかに防災関係機関に通知または連絡する。また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

- (1) 避難指示の理由
- (2) 対象となる地域（地区名）
- (3) 対象世帯数、人員数
- (4) 避難先

第2 避難所の開設

1 開設者

避難所の開設は市長が行う。この場合において、夜間、休日等の勤務時間外で急を要する場合の避難所の開設・運営について必要な事項は、「勝山市避難所開設・運営マニュアル」に定める。

市長は、避難所を開設したときは、その開設箇所数及び屋外にテント等と設置した仮設箇所数、収容人員について速やかに知事及び勝山警察署並びに勝山消防本部に報告または通知する。

2 指定避難所の選定

- (1) 市長は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難指示の発令等とあわせて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (2) 避難所の開設にあたっては、災害の態様に応じ、以下の基準により安全かつ適切な場所を選定する。

土砂災害 危険区域外の場所

地震 大震火災を防除しうる条件を備えた耐災建築物または空き地

その他 災害を防除しうる条件を備えた建築物

- (3) 避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、災害の状況により適当な施設を得られないときは、屋外にプレハブを仮設または天幕を設ける。なお、予定した避難場所が使用できないときは、市長は知事または隣接市町長と協議し、避難所の設定または被災者の収容について所要の措置を講ずるものとする。

- (4) 災害の種類、規模、予想避難者数等を総合的に考慮し、適切な避難所の開設に努めるものとする。

- (5) 市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設・簡易トイレ等を早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

- (6) 避難所の運営に当たっては、保健・衛生面、プライバシーの保護等幅広い観点から被災者の心身の健康維持及び人権に配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。市は、避難所の運営に関し役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

また、避難所に高齢者、障がい者等の要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うよう努めるものとする。

市は、防災ネットを活用し、避難者受付及び避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。

- (7) 市は、環境の変化等から生じる避難住民の健康不安または体調の変化を早期発見するため、関

係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努めるものとする。

- (8) 市及び県は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (9) 市及び県は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食材等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- (10) 市は避難所運営について専門知識を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

第3 地区避難所の運営

地区や自主防災組織において、地区避難所を指定している場合は、地区や自主防災組織は地区避難所を開設し、自主運営する。

なお、地区避難所の運営にあたっては、第2の2（6）～（9）に準じる。

第4 運送事業者による被災者の確保

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、運送すべき人ならびに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

県は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

第5 避難経路及び誘導

1 誘導責任者、誘導員

避難誘導実施にあたっては区長を誘導責任者とし、市長は、必要に応じ警察署及び消防団に協力を求める。

2 避難経路

小中学校等を避難所とした場合の避難経路は、あらかじめ地区ごとに選定した経路とする。但し、災害の状況によりこの経路を経ることが困難または危険と認められるときは、誘導責任者が代替の経路を決定する。

その他の場所を避難所とした場合は、誘導責任者がその都度避難経路を決定する。

第6 避難所の管理運営

1 運営

避難所は、地域団体・避難者・市職員・施設管理者等が協働して運営する。

2 管理責任者

市は、避難所に管理責任者及びその他の職員を配置する。管理責任者は、市及び誘導責任者等と緊密な連絡を取り、的確な避難者の受入れ及び避難所の管理を行わなければならない。

3 避難所における業務

管理責任者は、次により受入れ等の業務を行ない、避難所の管理運営等に関し記録を整理しなければならない。

(1) 一般業務

- ア 避難者の受付
- イ 避難者の組織編成
- ウ 避難所に配付される食糧等物資の管理
- エ 避難者に対する情報の伝達
- オ 救助食糧の配付、米飯の炊き出し、給食時刻の調整
- カ 便所その他不潔な場所の消毒及び施設の保全、清掃管理

- キ 救護所の設置箇所の選定
- (2) 避難が長期にわたる場合の業務
避難が比較的長期にわたる場合は、その災害の状況に応じ次の対策をとるものとする。
 - ア 避難所の一部を利用して、臨時教育施設及び保育所を開設する。避難所が狭小の場合は、近くの寺院や地区の集会施設等を利用するほか、仮設建物を急造する。
- (3) 記録の整備
 - ア 職員の避難所勤務状況の記入
 - イ 日誌の記入
 - ウ 物品の受払簿の記入
 - エ 避難者名簿の調整
 - オ 避難状況調書の記入
- (4) 報告に関すること
 - ア 避難所の開設（閉鎖）報告
 - イ 避難所状況報告
 - ウ 給食済、見込人員報告
 - エ その他の情報の随時報告

第7 避難の際の留意事項

1 準備

- (1) 火気等の危険物の始末・戸締り等を確実にすること。
- (2) 会社、工場事業所等にあつては、実情に即した綿密な防災計画にしたがい、万全の措置を講じておくこと。
- (3) 浸水によって流出拡大のおそれがある油脂類、カーバイド、石灰、放射性物質等、危険物の安全管理及び電気、ガス等の保安措置を講じておくこと。

2 退避の際の措置

住民が避難したときは、状況に応じ自衛措置を講じ、遺留財産の保護、犯罪の予防等を図る。

3 避難中の心得

- (1) 食糧、水筒、手拭、チリ紙、最小限の着替え、救急薬品、懐中電灯、貴重品等を携帯すること。なお、携行する物品等はあらかじめ非常用の標示をした袋（ビニール風呂敷等）に入れて置くこと。
- (2) 服装はできるだけ軽装とするが、素足を避け、必ず帽子等を着用し、季節によっては雨合羽またはコート等、防寒用具を携行すること。

第8 学校、社会福祉施設等の避難対策

1 学校

(1) 第1次避難

消防法に基づく、各学校の消防計画により避難を行うものとし、各教室の非常口には「非常口」の表示に努めるとともに、災害の場合、児童生徒をあらかじめ計画してある安全な場所に避難させる。

(2) 第2次避難

災害が学校を含む周辺一体に及ぶ場合は、消防機関、警察署と連絡を密にし、安全な場所に避難受入れする。

2 社会福祉施設

消防法に基づく各施設の消防計画により、その施設建物に居住する幼児、高齢者、障害者等に対する避難については、年2回以上避難訓練を行い、災害発生に際し必要と認める場合、学校避難の要領で、まずその勤務職員の誘導により第1次避難を行い、必要に応じ第2次避難を行う。

3 病院等医療施設

消防法に基づく消防計画により、年2回以上避難訓練を行い、災害発生に際し必要と認める場合は、まずその勤務職員の誘導により第1次避難を行い、必要に応じ第2次避難を行う。

4 その他の施設

公共建物、量販店等多人数の集合する施設については、消防法に基づく消防計画により避難訓練を行い、災害発生に際し必要と認める場合、まずその勤務職員の誘導により第1次避難を行い、必要に応じ第2次避難を行う。

第9 公共交通機関の避難対策

公共交通機関（鉄道、バス等）の乗客の災害や事故による避難については、各運行管理者が定めた防災計画によるものとする。

第10 要配慮者の避難対策

要配慮者の避難対策については、本章第29節「要配慮者応急対策計画」によるものとする。

第11 避難の周知徹底

市長は、避難誘導の万全を図るため、避難所及び心得を予め住民に周知しておかなければならない。

第12 被災地域における動物の保護等

動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県と協力してこれら動物の保護・受入れ等を行う。

また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、市は、県と協力して、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

[資料編] 指定避難所（一時避難所、拠点避難所、予備施設）

指定緊急避難場所

社会福祉施設等の状況

避難所施設設置及び収容状況（様式）

避難所施設収容台帳（様式）

避難所開設・運営マニュアル

第9節 救助計画

地震の発生により生命、身体に危険が及んでおり、生存が確認又は予想される者に対し搜索し、その危険を排除して安全な場所に救助する計画である。

第1 実施体制の確立

市、消防本部はその人員、装備を最大限活用し救助活動実施体制の確立を図り、関係機関と協調し活動に万全措置を講ずるように努める。

第2 救助隊の編成

- 1 救助は、市ならびに消防本部を主体とした編成により、災害の様態、規模に応じ勝山警察署及び地域関係機関の協力を求める。
- 2 災害が甚大であり、上記の機関のみで救助できない場合、相互応援協定に基づき隣接消防機関、県警察本部、自衛隊、その他防災関係機関の派遣を要請する。

第3 対象者

火災、建物の倒壊、土砂災害、雪崩、大規模な爆発、交通事故等により速やかに救助を必要とする者。

第4 救助資機材の確保

- 1 効果的な救助活動を行なうため必要な資機材の整備に努める。
- 2 緊急時の特殊資機材の調達について、保有業者等との連絡協調を図る。

[資料編] 消防力の現況

第10節 医療及び助産計画

地震の発生により、医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療または助産を実施し、被災者を保護するための計画である。

第1 実施責任者及び担当機関

1 実施責任者

災害時における被災者の医療又は助産は、各医療機関、医療団体の協力により、市長が行う。

2 担当機関

- (1) 市長は、必要に応じ「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、勝山市医師会（以下「医師会」という。）に対し協力を求めるものとする。
- (2) 医師会は、市の要請により救護班を編成し市に協力するものとする。

第2 実施体制及び連絡調整

1 実施体制等

市は、以下により救護活動の実施体制を整える。

(1) 医師会等との連絡調整

救護班を編成し救護活動を実施する場合には、その指揮命令は医師会長があたるものとし、市は医師会及び県・医療関係機関並びに防災関係機関との連絡調整にあたるものとし、必要に応じこれらに応援を要請するものとする。

2 救護所の設置

災害の規模及び患者の発生状況により、避難所のうち適当な場所を選んで救護所を設置するものとする。

第3 対象者、医療及び助産の範囲、期間・実施方法

1 実施対象者

- (1) 医療を受ける者
応急的に医療を施す必要がある者で災害のため医療の途を失った者
- (2) 助産を受ける者
災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者で助産の途を失った者

2 範囲

(1) 医療の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置・手術・その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産の範囲

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前及び分娩後の処置
- ウ 脱脂綿・ガーゼその他の衛生材料の支給

3 実施方法

救護班が救護所において実施するものとする。但し、災害の状況、負傷等の程度により、医療機関における被災者救護を行う必要があると認められるときは県を通じ関係医療機関に応援を求める。

(1) 移送の方法

応急的処置を受けた者が必要と認められる場合は、消防機関の救急車等により医療施設へ移送し、処置するものとする。

第4 医薬品及び医療機材の調達

医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生機材及び医療機材は、従事する医療関係者（救護班、医療機関）の手持ちの医薬品等を繰替え使用するものとする。但し、手持品がなく、あるいは不足

した場合は取扱業者から緊急に調達するものとし、確保不能又は困難な場合は県に要請するものとする。

第5 精神ケア体制の確立

市は、災害時における精神ケアにも充分配慮し、県による精神科救護所開設、精神科医等による巡回相談等に協力し精神ケア体制の確立に努める。

第6 医療施設の応急復旧

医療機関は応急復旧が円滑に行われるように努める。

[資料編] 災害時の医療救護に関する協定書（勝山市医師会）
医療施設一覧表

第11節 消防応急対策計画

震災時における消防活動を的確に行うための計画である。なお、本計画によらないものは別に定める各活動要綱等により実施する。

第1 組織

消防本部における震災時の事務機構及び部隊編成は、広範囲な消防活動を主眼として、次のとおり定めるものとする。

1 消防本部の非常災害時の事務機構及び部隊編成

消防本部については、配置職員及び施設、装備を総合的に活用し、組織力を最大限に発揮するため、災害とそれに対応する活動部隊の規模に応じて、指揮本部を設けることとし、次の事項を基本としてその機構等を定めるものとする。

(1) 指揮本部の機構

ア 本部長は消防長、副本部長は次長又は署長とし、活動上必要な人員を配置する。

イ 指揮本部には、必要に応じて臨機に所要の班を編成配置する。

(2) 消防団の組織及び部隊編成

消防団の組織及び部隊編成は、地域における防災組織の中核として、その人員力と、組織力、及び地域密着性を活用するため、次のとおりとする。

ア 消防団は、本部及び12分団により組織する。

イ 消防団の部隊編成は、次を基準として運用するものとする。

出場区分	出場部隊
第1出場	災害発生地区地元分団及び隣接分団
第2出場	災害発生地区地元分団及び隣接分団
第3出場	全分団

第2 招集及び出動

地震を覚知した消防職員、消防団員は直ちに消防本部または所属分団に参集し、出動計画に基づき活動するものとする。

第3 消防対策

1 初期消火の徹底

地震発生時における火災による二次災害を防止するため市民及び自主防災組織等は、初期消火の徹底を図る。

2 出動体制

消防機関は、地震発生時火災の防ぎよと人命の保護のために出動体制を整える。

3 活動要領

(1) 限られた消防力をより効果的に活用し、市民、自主防災組織等の協力により、火災の延焼拡大の防止に努める。

(2) 水利については、消火栓のみならず防火水槽、自然水利等の多画的な活用を図る。

(3) 火災が続発する場合には、危険区域を優先し消火にあたる。

4 火災拡大後の措置

延焼速度、集結所要時間、地形等を考慮し、速やかに防ぎよ線を設定し、応援隊と防ぎよ活動にあたるとともに、避難民の安全確保に重点をおいた延焼防止にあたる。

第4 火災の警戒

地震発生時、消防職員及び団員は市の区域内を巡回して広報を行い、火気取扱を制限し、出火の防止を図るものとする。

[資料編] 消防力の現況

第12節 水防計画

震災発生時における洪水等による水害を警戒し、防ぎよし、被害を軽減するための計画である。なお、水防活動は、水防法に基づく「勝山市水防計画」により実施する。

第1 水防管理団体及び居住者等の義務

- 1 水防管理団体の責任
水防管理団体（市）は、この計画に基づき、その管理区域における水防を十分果たさなければならない。
- 2 居住者等の義務
水防への従事（水防法第24条）、水防通信への協力（水防法第27条）

第2 水防活動

勝山市水防計画に基づき実施するものとするが、この計画によるもの以外は本章における各活動要領に準ずるものとする。

[資料編] 勝山市水防協議会設置条例
重要水防箇所一覧表
水防倉庫所在地及び鍵保管場所・水防用資機材在庫明細

第13節 災害警備計画

大規模な地震が発生した場合には、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の災害警備活動を行う。

第1 災害警備対策

県警察（勝山警察署）は、大地震発生時には、「福井県警察大規模災害警備計画」及び「勝山警察署大規模災害警備計画」に基づき、早期の警備体制を確立する。

1 警備体制

(1) 職員の参集及び招集

職員は、震度6弱以上の地震が発生したときは速やかに参集・招集して災害警備活動に従事する。

(2) 災害警備本部の設置

震度6弱以上の地震が発生し、県警察本部の総力をあげて対処する必要があるときは、県警察に警察本部災害警備本部を、勝山警察署に署災害警備本部を設置する。

(3) 災害警備本部の改廃

災害応急対策が完了し、体制を維持する必要がなくなったときは体制を改廃する。

2 大規模地震発生時の警備活動

(1) 情報の収集及び伝達

(2) 被害の実態把握

(3) 被災者の救出救助

(4) 住民の避難誘導

(5) 行方不明者相談への対応及び捜索

(6) 死体の検死及び身元確認

(7) 警戒区域等への立入制限

(8) 避難路及び緊急交通路確保のための交通規制

(9) 被災地域における犯罪の未然防止及び検挙

(10) 現場広報

(11) その他必要な警備活動

第2 交通規制対策

大規模地震発生直後の交通混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行路（緊急交通路）を確保する。

1 交通支障箇所の通報連絡

道路管理者は、災害により道路及び橋梁の決壊等により交通危険が生じ、又は、恐れがある場合には、被災状況等を調査するとともに、直ちに、市、警察署、土木事務所等関係機関に通報又は連絡するものとする。

2 交通規制措置

(1) 規制の実施

勝山警察署は、震災が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地域への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両等の通行を確保するため、県警察本部の調整の下、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、交通規制を実施する。

(2) 規制区間における消防機関、自衛隊等の措置命令等

通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両その他の物件の移動等必要な措置命令・強制措置を行うことができる。

また自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため同様の措置を行うことができる。

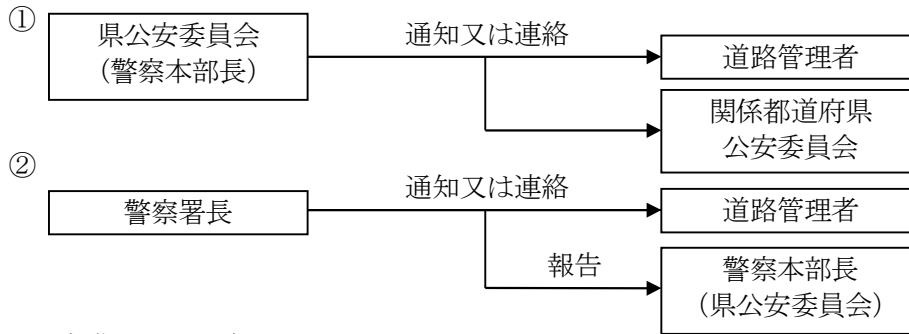
(3) 道路管理者への要請

勝山警察署は、緊急通行車両及び事前届出対象の規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、県警察本部の調整の下、道路管理者に対し、緊急通行車両等の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について

要請するものとする。

(4) 規制情報の連絡及び周知

ア 関係機関への連絡等



イ 一般住民への周知

勝山警察署は交通規制を行う場合、一般住民への周知を図るため報道機関に協力を依頼するほか、(公財)日本道路情報センター福井センター及び交通情報板等を通じ、規制の区域・区間、迂回路等を広報する。また、立看板、案内図等を掲示し、交通規制の内容について周知する。

なお、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合は災害対策基本法施行規則第5条の規定に基づく標示を設置する。

(5) 道路管理者の措置

道路管理者は、管理する道路に被害が生じた場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、または制限する。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(6) 道路管理者への指示

国土交通大臣は、道路管理者である県及び市に対し、知事は、道路管理者である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な現地から指示を行うものとする。

3 緊急通行車両

(1) 緊急通行車両等の範囲

緊急通行車両等の範囲は、道路交通法第39条第1項の規定に基づく緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが必要として同法施行令第32条の2第2号の規定に定められた下記に掲げる車両とする。

○ 第一局面（大規模災害発生直後）で通行可能な車両

車両種別	標章 掲示	事前 届出	対象車両の態様
緊急自動車	不要	—	警察用・消防用・救急用自動車等
自衛隊車両等	不要	—	自衛隊・米軍・外交官の関係車両（特殊ナンバー車両）
緊急通行車両	必要	可	指定行政機関が行う避難勧告・救難・救助等の関係車両等
事前届出対象の 規制除外車両	必要	可	民間事業者等による災害対策対応車両 ※医師・医療機関・医薬品・患者搬送・重機車両

○ 第二局面（道路復旧が進み、ある程度の交通容量が確保）で通行可能な車両

車両種別	標章 掲示	事前 届出	対象車両の態様
事前届出対象外 の規制除外車両	必要	可	規制除外車両の拡大 ※ タンクローリー（燃料輸送）・バス（被災者等輸送）・ 霊柩車・大型貨物自動車（生活用品輸送）

(2) 緊急通行車両等標章確認及び証明書の交付

勝山警察署は、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づき、緊急自動車、自衛隊車両

等を除く緊急通行車両等の使用者等の申請により、勝山警察署及び交通検問所において、事前届出車両等に対し、優先的に災害対策基本法施行規則第6条の規定に基づく確認標章及び証明書を交付する。

(3) 緊急通行車両等の事前届出制度の運用

市及び災害応急対策等に從事する関係機関等は、災害応急対策等に必要車両について、県公安委員会が行う緊急通行車両等の事前届出制度により、あらかじめ届出を行っておくものとする。

(4) 事前届出対象外の規制除外車両の運用

勝山警察署は、第二局面となった場合、車両の使用者等の申請により、勝山警察署及び交通検問所において、当該車両が規制除外車両であることの確認を行い、確認された場合は、確認標章及び証明書を交付する。

(5) 事前届出に関する周知徹底

勝山警察署は、緊急通行車両等の事前届出に関する手続、事前届出車両の確認及び事前届出車両以外の確認手続等について、関係機関、関係事業者等に対し、その趣旨、対象、届出要領等の周知徹底を図るものとする。

4 道路管理者の措置

道路管理者は、管理する道路に被害が出た場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、勝山警察署と協議して区間を定めて通行を禁止又は制限する。

5 自動車運転者のとるべき措置

地震発生時において、自動車運転者は次に定める事項をとるものとする。

(1) 走行中

ア できるだけ安全な方法により車両を左側に停車させる。

イ 停車後はカーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車両において避難するときは、できるかぎり路外に停車させる。

やむを得ず道路上において避難するときは、車両を道路の左側に停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしない。

(2) 避難するとき

避難するときは、原則として車両を使用しないこと。

第14節 食糧供給計画

震災時における被災者等に対する食糧の確保と供給についての計画である。

第1 米穀等の応急供給

1 実施責任者

米穀等の応急供給は、市長及び実施責任者が知事の承認を得て行う。

供給対象	限度数量	実施責任者
自然災害による被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合。	必要数量	市長
被災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代って販売する場合。	必要数量	市長
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合。	必要数量	作業実施責任機関
特殊災害・事故（爆発、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合。	必要数量	市長と災害発生機関・事故関係機関が協議

2 実施の方法

(1) 実施責任者の措置

実施責任者は、被災者等の応急供給を実施する必要があると認めるときは、災害発生状況または給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）の所要数量を知事に申請するものとする。

(2) 実施責任者の申請があった場合の知事の措置

知事は、申請書を受理し、(ア) 米穀、(イ) 精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パン及び水（ペットボトル）（以下「応急用食料」という）、(ウ) 生鮮食品（エ）その他加工食料品の調達・供給を緊急に行う必要があると判断した場合は、北陸農政局福井県拠点と十分な連絡を取りつつ、北陸農政局を通じ農林水産省に速やかに緊急要請を行うものとする。

(3) 農林水産省の措置

農林水産省、北陸農政局及び北陸農政局福井県拠点は、県からの緊急供給要請に対応できる体制を速やかに整備するとともに、農林水産省は、関係団体等に出荷を要請するものとし、必要に応じて政府所有米穀を供給するものとする。

また、農林水産省は、関係業者・団体等から被災地への応急用食料の無償提供の申し出があった場合、速やかにその取りまとめを行い、県との連絡、輸送手段のあっせん・確保等を行うものとする。

第2 備蓄・調達計画

震災時における救助用として、米穀及び応急用食料を次のとおり確保する。

1 米穀及び応急用食料

(1) 米穀

農林水産省は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第4条の基本指針に基づき、政府所有米穀の備蓄場所及び数量について常時把握するとともに、米穀販売事業者の有する流通在庫の定期的な調査・把握を行い、災害発生時における知事からの要請に対処できるよう体制を整えておくものとする。市長は、管内の関係機関、米穀販売業者と協議し、主要地を重点に、保管設備を有する販売業者を選定し、常時、政府所有米穀以外の米穀を保管確保させ、災害発生にあたり、応急的に、これを活用供給でき得るよう常に体制を整えておくものとする。

(2) 応急用食料

農林水産省は、応急用食料について、共有可能な品目、工場又は主要な保管施設の所在地、災害時に供給可能な数量等を定期的に把握し、災害発生時における知事からの要請に対処できるよ

う体制を整えておくものとする。

2 個人の備蓄

市は、「自らの身の安全は、自らが守る。」のが防災の基本であることから市民に対し、家庭内の食糧備蓄について普及及び啓蒙を図る。

3 市の備蓄

市は、生命及び生活を維持するために必要な食糧の分散備蓄を行い、応急時にこれを供給する。特に、山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食糧備蓄に配慮する。また、要配慮者向けの食糧備蓄にも努めるものとする。

4 流通備蓄

市は、あらかじめ関係業界団体と協議し、災害時の食糧の応援協力協定を締結し応急時に提供を要請する。

5 要配慮者への配慮

物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障害者等の要配慮者のニーズに配慮するものとする。

6 食物アレルギーへの配慮

市は避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努めるものとする。

第3 炊き出し等の実施

1 実施方法

炊き出しは赤十字奉仕団等に依頼し、給食施設等既存の施設を利用して行う。なお、実施にあたっては次の点に留意するものとする。

- (1) 炊き出しの現場には責任者を配置する。責任者はその実施に関し指揮するとともに、関係事項を記録するものとする。
- (2) 献立は栄養価等を考えて定めなければならないが、被災の状況を十分考慮し、食器が確保され配給されるまでの間は握り飯、カン詰の副食等を配慮するものとする。また、乳幼児に対しては、ミルクを配給するものとする。
- (3) 市において直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し、配給するものとする。

2 応援等の手続

炊き出し等食品の給与ができないとき、または物資の確保ができないときは次により応援要請する。

- (1) 市長は、応援の必要を認めるときは県に要請する。但し、緊急を要するときは直接隣接市町に応援を要請する。
- (2) 応援等の要請は次の事項を明示して行う。

ア 炊き出しの実施

所要食数（人数）、炊き出し期間、炊き出し品送付先、その他

イ 物資の確保

所要物資の種別、数量、物資の送付先及び期日、その他

3 食品衛生

炊き出しに当たっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意するものとする。

- (1) 炊き出し施設には飲料適水を十分供給する。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備えつける。
- (3) 炊き出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。
- (4) 供給食品は防ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。
- (5) 使用原材料はできるだけ信用のある業者から仕入れを行い保管に注意する。
- (6) 炊き出し施設は学校等の給食施設または公民館、社寺等の既存施設を利用するが、これらが得がたい時は、湿地、排水の悪い場所、塵埃汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設ける。

[資料編] 災害救助法適用時の炊き出し用米穀供給経路

防災資機材・食糧等分散備蓄物資一覧表

炊き出し給与簿

第15節 衣料、生活必需品その他物資供給計画

被災者に配布する衣料、生活必需品その他の物資について、それらの確保と配給の迅速確実を期するための計画である。

第1 実施責任者、対象者

- 1 実施責任者
被災者に対する物資の給与は、市長が行う。
- 2 実施対象者
地震の発生により住宅の全壊、全焼、半壊、半焼等の被害を受けた者で生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失し、又は、き損し、直ちに日常生活を営むことができない者に対して行なう。
また、災害発生のおそれがある場合に市長が避難指示等を発令した場合はその避難所に対して行なう。

第2 物資の備蓄及び保管

- 1 備蓄
 - (1) 「自らの身の安全は、自らが守る」が防災の基本であることから、市民に対し、非常持出品の備蓄について普及及び啓蒙を図る。
 - (2) 地震の発生に備え、常時緊急物資調達関係機関と協議し、応急的にこれを活用供給でき得るよう常に体制を整えておくものとする。
 - (3) 震災時における最低限必要な物資は、分散備蓄するよう努め応急時にこれを供給する。
- 2 調達
 - (1) 冬季、夏季それぞれについて、救助物資調達（配分）計画を立て、救援物資及び緊急物資調達関係機関からの購入により必要な物資を確保する。
 - (2) 所要物資は、市内において調達が困難な場合は、県に依頼する。
- 3 保管
調達した物資や県からの救援物資の保管場所は被災の程度に応じ定める。

第3 物資の貸与または配布の基準

- 1 貸与または配布する物資品目
 - (1) 寝具 就寝に必要な毛布及び布団等
 - (2) 外衣 普通着で作業衣、婦人服等
 - (3) 肌着 シャツ、ズボン下、パンツ等
 - (4) 身のまわりの品 タオル、履物等
 - (5) 炊事用具 鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等
 - (6) 食器 茶碗、汁碗、皿、はし、ラップ等
 - (7) 日用品 石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等
 - (8) 光熱材料 懐中電灯、電池等
- 2 支給基準
支給基準及び費用は、災害救助法施行細則による。

第4 物資の集積場所の決定

調達した物資や救援物資の集積場所は災害の発生場所、被災の程度などの状況を判断し、市長が定める。

ただし、大量の救援物資等の集積・配分が予測される場合は、行政機能に支障を与えることの無い、かつ交通の便が良く円滑な輸送配分作業に適した勝山市体育館を物資集配拠点とする。物資集配拠点の開設・運営について必要な事項は、「勝山市体育館ジオアリーナ防災複合施設設置・運営マニュアル第2編物資集配拠点施設編」に定める。

第5 物資輸送配分または貸与の実施

物資の輸送及び配分または貸付は、避難所の管理責任者の情報を的確に把握し配分を決定する。

- [資料編] 勝山市被災世帯状況表（様式）
- 物資受払簿（様式）
- 物資給与及び受領簿（様式）
- 勝山市体育館ジオアリーナ防災複合施設設置・運営マニュアル

第16節 給水計画

被災地の住民に対し、衛生的で清浄な飲料水を速やかに供給するための計画である。

第1 実施責任者

飲料水供給の直接の実施者は、市長とする。ただし、市において実施できないときは、県、他の市町及び自衛隊等の応援協力を得て実施するものとする。

第2 給水源となる水道施設

被災地の給水源となる水道施設は、市長が指定する最寄りの水道施設とする。

ただし、給水源を確保することが困難なときは、他の市町に依頼して、その水道施設より搬送し拠点給水を行う。

第3 応急処理のための資機材、滅菌用薬品の確保

市は、応急処理のための資機材、滅菌用薬品については、予め整備、備蓄を推進するが、必要に応じ、県、他の市町及び自衛隊等の応援協力を得るものとする。

第4 給水タンク車、給水タンク

給水タンク車、給水タンクは、市が調達することとする。ただし、必要に応じ、県、他の市町及び自衛隊等の応援協力を得るものとする。

第5 飲料水運搬のための人員

飲料水運搬は、市が実施するものとする。ただし、必要に応じ、県、他の市町及び自衛隊等の応援協力を得るものとする。

第6 給水方法

飲料水は、次の方法により供給する。

- 1 飲料水が汚染したと認められたときは、飲用の緊急停止の処置をとるとともに給水タンク車、給水タンク等により滅菌した水を供給する。
- 2 供給の方法は被災や状況に応じ適宣次の方法により行う。
 - (1) 水道施設の破損により一部断水が生じたときは、断水区域の広報と施設の補修を行うとともに必要に応じて給水タンク車、給水タンク等により水道水を搬送し給水する。
 - (2) 水道施設の破損が大きく使用不能となった場合は、供給人員や範囲等を考慮のうえ比較的被害の少ない水道施設を拠点とし、給水タンク車、給水タンク等により滅菌した水を給水する。

第7 その他

- (1) 「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、市民に対し、飲料水の備蓄について啓発する。
- (2) 市は、飲料水の備蓄に努める。
- (3) 飲料水の試験検査について必要が生じたときは、水道法の登録検査機関で直ちに実施するものとする。

[資料編] 上水道施設概要図

応急給水機器資材一覧表

防災資機材・食糧等分散備蓄物資一覧表

第17節 輸送計画

震災時において、被災者の避難、災害応急対策要員の移送、災害応急対策用資材、生活必需物資の輸送の迅速、確実を期するための計画である。

第1 実施責任者

市長が直接輸送機関等から借上げて実施するが、市で調達できない時は、県にあつせんを要請する。

第2 輸送方法

1 輸送の方法

輸送は災害の程度や範囲により、次のうち最も適切な方法により行う。

- (1) 車輜による輸送
- (2) 鉄道による輸送
- (3) 人力による輸送
- (4) 航空機による輸送
- (5) 以上のうち2以上を用いる輸送

2 車輜による輸送

災害の種別や程度によって道路交通が不能となる場合以外は、車輜による輸送を優先する。輸送力の確保は概ね次の順による。

- (1) 市保有車両等
- (2) 公共的団体の車両等
- (3) 営業用の車両等
- (4) その他の自家用車両等

3 鉄道による輸送

鉄道によって輸送する場合は、地方鉄道事業者と協議して行う。

4 人力による輸送

震災により車両等の機動力輸送が不可能な場合、または人力による輸送が適当な場合は、人夫等による人力の輸送を行う。また、要員の確保は要員確保計画による。

5 航空機による輸送

地上輸送が全て不可能な場合は、自衛隊機、民間機等による航空機輸送を行う。

6 2つ以上を用いる輸送

災害の程度あるいは、その状況に応じ、輸送方法の併用を臨機応変に行う。

第3 人員、物資の緊急優先輸送

優先輸送される人員、物資はおおむね次のとおりとするが、物資については災害の範囲、災害の実情、輸送方法を総合的に勘案し、関係機関と密接な連絡、協議のうえ決定する。

なお、緊急輸送車両には、その請求により市長はその旨の証明を行い、知事または公安委員会の発行する標章及び証明書を携行するものとする。この場合、標章は当該車両の全面の見やすい箇所に掲示しなければならない。

1 人員

- (1) 災害対策本部の職員
- (2) 救出された被災者
- (3) 公共施設の応急復旧作業員
- (4) 災害応急対策要員

2 物資

- (1) 食糧及び飲料水
- (2) 医薬品及び防疫資材
- (3) 生活必需物資
- (4) 災害応急復旧資材
- (5) 車両用燃料

第4 輸送体制

1 輸送手段及び経路の確認

被災状況を把握し、輸送手段及び、交通が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等、必要な情報に基づき輸送経路を決定する。

2 車輛・要員の確保

輸送計画のうち、車輛については民間協力者を含めて確保できる。

期間、車種等を把握し、必要な運転手及び補助者を要員確保計画により手配する。

3 配車及び配送計画

関係機関との協議により、人員及び物資の輸送計画を定め、輸送量に応じた適切な配車を行う。

また、輸送物資の集積場所及び配送先での管理責任者との連携を密にし、円滑な配送を実施する。

[資料編] 輸送機関等一覧表

緊急物資調達関係機関一覧表

市保有車両一覧表

第18節 供給処理施設災害応急対策計画

震災時における電気、ガス、水道、下水道等の処理供給施設の速やかな応急対策のための計画である。

第1 電力施設応急対策

電力施設の管理者は、地震により電力施設に被害が発生したとき、または発生する恐れがあるときは、応急復旧対策並びに防護対策を実施する。市は、電力施設の管理者より救護要請があった場合、または、市長が認める場合には、応援協定に基づき、勝山電業協会等に、電気設備等の復旧活動や電気に係る事故防止のための応急措置の応援要請を行う。

第2 ガス施設応急対策

勝山市のLPガス販売業者は、地震により被害が生じたとき、又は、被害を受ける恐れがあるときは、速やかに応急処置を実施するとともに、防護保全対策を講じその機能を確保し、ガス貯蔵施設の万全を期するとともに、二次災害の発生の防止に務める。

1 実施主体

LPガス販売業者

2 実施内容

(1) 防護保全対策

平常時において、防護及び応急対策用器機の点検整備をし、LPガス供給施設の状況に応じ防護、修理、取替等により保全業務を行うほか、非常時には次のとおり地域、場所別に重点巡視警戒を行う。

ア 見回り、巡回の重点実施

イ 情報、連絡による場所別状況の調査

ウ その他被害予想貯蔵施設の監視

(2) 震災時における応急復旧工事

地震により被害が発生した場合は、前記防護保全対策に基づいて、速やかに応急処置を実施し、二次災害への影響を考慮し、その発生防止に努める。

ア 使用可能な範囲でバルブ操作又は、圧力調整を行う。

イ ガス導管の折損あるいは、漏洩箇所の復旧修理

ウ 復旧作業は、勝山市LPガス販売業者工事人の協力を得て行う。

(3) 震災時におけるガス貯蔵施設の保安

ガス貯蔵施設が地震により、火災発生等の危険な状態となったとき又はガス導管等の折損等によってガス漏洩の危険があるときもしくは爆発する等の危険があるときには、防護保全対策に基づいて、速やかに応急処置を実施し、次により災害防止に努める。

ア LPガス貯蔵施設が危険な状態となったときは、直ちに安全措置を講ずる。

イ 防災関係機関へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近住民に避難するよう警告する。

ウ その他現場状況に応じた適切な処置を行う。

3 応援協力

応急工事の実施が困難な場合には、関係機関及び他の事業者の応援を要請する。

4 広報活動

(1) 住民の不安除去、二次的災害防止を図るため、広報車等による広報のほか、防災関係機関の協力等により復旧見通しについて広報活動を行う。

(2) 住民がガス漏れ等を発見した場合は、直ちにLPガス販売業者・防災関係機関に通報するよう、平素から住民に周知を図るものとする。

第3 水道施設応急対策

市は、地震により水道施設に被害が発生したときは、以下により速やかに応急復旧を行い、給水機能の維持、回復を図る。

1 実施責任者

実施責任者は市長とし、復旧作業は、勝山市指定給水装置工事事業者、勝山管工事業協同組合の協力を得て行う。

また、被災の程度により、県、他市町、日本水道協会福井県支部並びに自衛隊に応援を依頼する。

2 応急復旧対策

地震の発生により水道施設に被害が発生したときは、その状況を速やかに調査し、施設の重要度、破損の程度等を勘案して緊急度の高い箇所から応急復旧工事を実施し、全施設の早急な機能の回復を図る。

(1) 取水・導水施設

ア 取水・導水施設の被害に対しては、あらかじめ備蓄する応急復旧資材により応急復旧を行う。
イ 井戸等において災害等の停電時には、自家発電機または可搬式発電機により取水ができるよう努める。

(2) 浄水施設

ア 浄水施設の被害に対しては、あらかじめ備蓄する応急復旧資材により応急復旧を行う。
イ 災害等の停電時には、自家発電機または可搬式発電機により浄水ができるよう努める。

(3) 送配水施設

ア 送水ポンプ場等は、災害等の停電時には、自家発電機または可搬式発電機により加圧送配水ができるよう努める。
イ 圧力管路の被害に対しては速やかに本復旧を行う。
ウ 自然流下水路の被害に対しては、応急復旧を行う。

(4) 給水装置

配水管及びその支管の復旧工事が完了した後応急復旧を行う。

3 災害時の広報

水道施設の被害状況、復旧の見通し等を周知し、混乱を防ぐための広報活動を行う。

第4 下水道施設応急対策

市は、災害により下水道施設に被害が発生したときは、以下により速やかに応急復旧を行い、処理機能の維持、回復を図る。

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプまたは仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

1 実施責任者

実施責任者は市長とし、復旧作業は勝山市下水道排水設備指定工事店及び土木・建築業者等の協力を得て行う。
また、被災の程度により、県、他市町並びに福井県下水道協会に応援を依頼する。

2 応急復旧対策

地震により下水道施設に被害が発生したときは、その状況を速やかに調査し、施設の重要度、破損の程度等を勘案して緊急度の高い箇所から応急復旧工事を実施し、全施設の早急な機能の回復を図る。

(1) 管渠

下水管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障がないように迅速に応急措置を講ずるとともに本復旧の方針をたてる。

(2) 処理場及び汚水中継ポンプ所等

停電のため、処理場及び汚水中継ポンプ所等の機能が停止した場合、自家発電機または可搬式発電機により、ポンプ等の運転を行い、機能停止による排水・送水不能が起こらないようにする。

(3) 二次的被害への対応

処理場は薬品・ガス等の危険物質を使用する設備を有しているので、被災時には漏洩・飛散による二次的被害を起こさないよう状況調査及び復旧を迅速に行う。

3 災害時の広報

関係機関と連絡を密にして、下水道施設の被害状況、復旧状況等を適時広報する。

第5 電気通信設備応急対策

電気通信施設の管理者は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。

1 応急対策

災害が発生または発生するおそれがある場合は、災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の途絶の解消及び重要通信の確保のため、次の措置を講ずる。

- (1) 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替装置等の実施
- (2) 災害用伝言ダイヤル等の提供
- (3) 非常用伝送装置または非常用衛星通信車装置による伝送路及び回線の作成
- (4) 応急ケーブル等による臨時伝送路及び臨時回線の作成
- (5) 予備電源、非常用発電装置等による通信電源の確保
- (6) 特設公衆電話の設置
- (7) 携帯電話の貸出し

2 広報活動

災害により電気通信サービスの提供に重大な支障をきたした場合は、電気通信設備の被災状況及び復旧状況等重要な情報の県及び関係機関への連絡や、報道機関等を通じた復旧状況の広報活動などを行う。

第6 放送施設応急対策

1 実施責任者

放送事業者

2 実施内容

- (1) 放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の放送継続に努める。
- (2) 一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。
- (3) 災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時的演奏所を設け、放送の継続に努める。

(4) 視聴者対策

ア 受信設備の復旧

被災受信設備の取扱いについて、告知放送、チラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関係団体及び関係機関との連携により、受信設備応急修理班を組織し、被災受信設備の復旧を図る。

イ 情報の周知

避難場所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置、速報板等を設置するとともに、状況により広報車等を利用して視聴者への情報周知に徹底を期する。

[資料編] 危険物施設一覧表

水道施設における災害応急対策及び重大事故応急対策方針

下水道施設における災害応急対策及び重大事故応急対策方針

災害応急工事等に関する協定書（勝山電業協会）

災害時における応急対策活動に関する協力協定書（財団法人 北陸電気保安協会）

災害時における応急対策活動に関する協力協定書（社団法人 北陸電気管理技術者協会）

勝山市と勝山管工事業協同組合の災害時における協力に関する協定（勝山管工事業協同組合）

勝山市・日本下水道事業団災害支援協定（日本下水道事業団）

災害時における水道施設応急対策に関する協定書（荏原商事(株)福井支店）

災害時における水道施設応急対策に関する協定書（メタウォーター(株)福井営業所）

災害時における水道施設応急対策に関する協定書（(株)ジェスクホリウチ福井支店）

災害時における水道施設応急対策に関する協定書（(株)創和テック）

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（公益社団法人 日本下水道管路管理業協会）

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（公益社団法人 福井県下水道管理業協会）

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（公益社団法人 全国上下水

道コンサルタント協会中部支部)

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定 (一般社団法人 福井県測量
設計業協会)

第19節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

地震の発生により消失、破損等により居住できなくなった所帯に対する、災害救助法が適用された場合の住宅対策計画である。

第1 応急仮設住宅

1 実施責任者

- (1) 応急仮設住宅は、県が建築業者に請け負わせて建設する。
- (2) 建設のため必要な敷地の確保及び入居者の選定は市において行うものとする。
- (3) 市は、事前に仮設住宅の建設可能な場所を把握しておくものとし、二次災害に十分配慮するものとする。
- (4) 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

2 対象者

- (1) 住居が全壊、全焼、流失した世帯であること。
- (2) 居住する仮住家がない世帯であること。
- (3) 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

3 建物の構造及び規模ならびに費用の基準

- (1) 建坪 1戸当たり地域の実情に、世帯構成等に応じた規模
- (2) 構造 1戸建、長屋建、共同建のいずれか適当なもの
- (3) 費用 知事が定める額

4 期間

建築着工は、災害発生の日から20日以内としすみやかに竣工させるものとする。
供与期間は建築工事が完成した日から2ヶ年以内とする。

第2 住宅の応急修理

1 実施責任者

県が建築業者に請け負わせて行うものとする。

2 対象者

- (1) 住宅が半壊、半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯であること。
- (2) 自己の資力では応急修理を行うことができない世帯であること。

3 修理箇所及び費用の基準

- (1) 費用 知事が定める額
- (2) 箇所 居室、炊事場、便所等、生活上欠くことの出来ない部分

4 期間

地震発生の日から1ヶ月以内に完成するものとする。

第3 応急危険度判定制度

市は、建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、県に応急危険度判定士の派遣を要請する。

応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の危険度を判定し、建築物に判定結果の表示及び使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起し、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。第4 応急仮設住宅の運営管理

市及び県は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第5 被災宅地危険度判定制度

市は、被災した宅地の二次災害の発生を軽減・防止するため、県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被災状況を現地調査して安全性を判定し、適切な応急対策を講じるための情報提供を市及び使用者に対して行う。

第6 公営住宅等の活用

市は、地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用として公営住宅の空き家に被災者を一時入居させることができる。

また、必要に応じて、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、旅館やホテル等への移動を避難者に促すとともに、民間賃貸住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

第7 各種被災建築物調査の説明

市町は、県より支援を受け、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

第8 石綿応急措置の実施

建築物等の倒壊・損壊により石綿露出が確認された場合、建築物等の使用者(所有者・管理者)は、周辺の立入禁止措置及び石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

また、使用者が対応できず緊急の対応が必要と判断される場合には、県及び市町が周辺の立入禁止措置等を実施する。

[資料編] 応急仮設住宅台帳 (様式)
住宅応急修理台帳 (様式)

第20節 清掃計画

震災時には、建築物の倒壊、火災等によって一時的にがれき等が大量に発生し、かつ避難所等からは多量のごみが排出されることが予想される。

また、倒壊家屋、焼失家屋や避難所における仮設トイレ等のし尿くみ取り、その処理需要が発生するほか、し尿処理施設及び下水道施設の損壊による機能低下が予想される。このため、被災地における廃棄物の収集処理を適切に実施し環境衛生に万全を期する。

第1 実施機関

被災地における清掃業務の実施は、市長が行うが、市のみで実施できないときは、県又は近隣市町から応援を得て実施するものとする。

第2 実施体制

ごみ及びし尿の収集、処分の業務処理を円滑・迅速に行うため委託、許可業者と緊密な連絡を取り、災害の程度に応じ、職員、業者によりごみ及びし尿毎に清掃班を編成するなどの処理体制を組み、実施する。

第3 ごみの収集及び処分方法

- 1 市が委託している業者及び許可業者を通じて収集する。
- 2 被災地が広範囲に渡り、処理能力を超える場合は、県及び関係機関に応援を要請し、車両及び作業員を確保して収集するものとする。
- 3 ごみの処理は、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行う。なお、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。倒壊家屋等の除去作業については、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮する。
- 4 日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行う。

第4 し尿の収集及び処分方法

- 1 運搬車、くみ取車による収集ができない地域については、仮設・簡易トイレを配置し、くみ取りトイレについては、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。
- 2 被災地が広範囲に渡り、処理能力を超える場合は、県及び関係機関に応援を要請し、清掃車（バキュームカー）及び作業員を確保して収集するものとする。
- 3 収集したし尿は、勝山・永平寺衛生管理組合にて処理することを原則とし、必要に応じ環境衛生に支障のない方法を併用する。

第5 簡易・仮設トイレの設置計画

簡易・仮設トイレの備蓄等及び設置計画災害発生による建築物の倒壊・焼失、上下水道の破損等により、トイレが使用できない状態に備えるため、要配慮者への配慮を含む簡易・仮設トイレの備蓄等や設置体制を確立する。

- 1 簡易トイレの備蓄については、想定避難者数に対応できるよう整備・充実に努める。
- 2 仮設トイレの確保については、県及び応援協定締結市町に応援を要請する。仮設トイレは、避難所や公園等に設置し、最低、避難者数50人に1基（450リットル/日）の割合を目途に設置する。なお、設置数は、被害状況や避難者数、水洗トイレ等の使用可否の状況を判断し、設置する。設置場所は、収集が容易な場所で要配慮者等の使用を考慮して、できるだけ囲いや壁際に設置するものとする。
- 3 マンホールトイレの整備については、計画的な整備に努める。また、オストメイト対応トイレ等の障がい者に配慮した多目的トイレの整備にも努める。

第6 死亡獣畜の処理方法

死亡獣畜（牛馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの）の処理は、奥越健康福祉センターの指示に基づき、死亡獣畜取扱場で行うほか、次の方法等で処理するものとする。

- 1 移動しうるものは、適当な場所に集めて埋却、焼却等の方法で処理する。
- 2 移動し難いものについては、その場で個々に処理する。

第7 災害廃棄物の発生への対応

市及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市は十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

市及び県は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行う。

[資料編] ごみ・し尿処理施設一覧表

第21節 防疫計画

地震発生における生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下による感染症の流行を未然に防止すると共に、防疫措置の迅速かつ強力な実施を図るための計画である。

第1 実施体制

1 実施責任者

- (1) 災害時における応急防疫に関する計画の樹立と、その実施は市長が行うものとする。
- (2) 市長は災害が甚大なため市のみでその機能を十分実施できないと認める場合は、県又は隣接市町に応援及び指導を要請するものとする。

2 防疫措置

(1) 防疫班の編成

災害の規模程度により防疫活動実施体制は異なるが、災害が激甚で広範囲に及ぶ場合は班を編成し、公共場所の消毒及び区長に対する薬剤配布を行うものとする。

(2) 地区防疫活動

自己の管理する家屋と敷地の消毒については、別記（資料編）の基準に基づき配布された薬剤で、区長を通じて市長の指示により行うものとする。

(3) 感染症患者発生時の措置

感染症予防法に基づき処理するものとする。但し、集団発生の場合は奥越健康福祉センター等の関係機関の協力を得て、指定医療機関に収容するものとするが、収容能力を越えて発生する場合は、臨時収容所を設置し収容するものとする。

(4) 予防教育及び広報活動

パンフレット等により区長を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化し、その際とくに社会不安の防止に留意する。

第2 防疫方法

1 消毒方法

感染症予防法に定めるところにより実施する。

(1) 飲料水の消毒

給水施設として井戸を使用する場合の消毒は、次亜塩素酸ソーダを使用する。

(2) 家屋内の消毒

汚水等で汚染された台所、炊事場、便所等は、逆性石鹼液等で消毒を行う。

(3) 鼠族、昆虫の駆除

汚染地域の蚊、はえ等の発生場所に対する薬剤の散布及び必要に応じて鼠族の駆除を施す。

2 清潔方法

市長の指示に基づき、避難所、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に実施する。

(1) 避難所の管理者を通じて、避難所において衛生に関する班をつくるよう指導する。

(2) 衣服は日光にさらし、特に必要があるときは逆性石けん液等による消毒、ノミ等の発生防止のため殺虫剤等の散布を行わせる。

便所、炊事場、洗濯物などの消毒、及び逆性石鹼液の適当な場所への配置、手洗いの励行等について十分指導する。

(3) 給食従事者は健康診断を終了した者をあて、できるだけ専従する。

3 臨時予防接種

知事が厚生労働大臣予防接種法の規定による臨時予防接種を行うよう指示したときは、市長は速やかに実施しなければならない。

4 健康診断

消化器疾患に重点をおき、発生又はその疑いある地域に対して検便を実施する。

第3 家畜防疫

1 家畜の保健衛生指導について

災害発生時の場合の家畜の感染症発生を未然に防ぎ、家畜の保健衛生を保持するため、県等関係機関の指導のもとに日常的な保健衛生の指導を行う。

2 家畜の防疫について

災害により家畜の死亡及び感染症の発生並びに発生の恐れがある場合はその状況を早期かつ適確に把握し、県、及び県家畜保健衛生所長と緊密に連絡をとり、その指示に従うものとする。

第4 薬剤、機材等の確保

1 市は、防疫活動に必要な薬剤、機材、資材及び人員の確保を図る。

(1) 薬剤

市が保管する薬剤を使用する。但し、不足する場合は県に斡旋を要請するほか、薬剤業者より購入するものとする。

(2) 機材

市が保有している消毒用噴霧器を使用するが、必要に応じて関係機関、民間取扱業者等より借り入れを図る。

(3) 車両

市所有車両の確保を行うとともに必要に応じ民間のものを借り上げる。

(4) 人員

市長の判断により、必要な場合は、人夫等を雇上げることができる。

2 防疫用薬剤、機材等の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し、適宣の場所に配置する。

第5 報告及び記録の整備

1 市長は、災害防疫に関し次の書類を奥越健康福祉センター所長を経由して県に報告するとともに記録の整備保管をするものとする。

(1) 被災状況報告書

(2) 災害防疫活動状況報告書

(3) 防疫経費所要金額及び関係書類

(4) 各種防疫措置の指示命令に関する書類

(5) 防疫作業日誌

(6) その他必要な書類

2 災害発生と同時に、奥越健康福祉センター等関係機関と連絡を密にし、被災地の状況を把握するとともに、防疫に関する必要な書類を作成する。

[資料編] 防疫資機材・薬剤一覧表

第22節 死体の搜索及び処理並びに埋葬または火葬計画

震災時において死亡していると推定される者の搜索及び死亡者の収容、処理、埋葬または火葬のための計画である。

第1 死体の搜索

1 実施責任者

死体の搜索は、市長が人夫を雇上げ搜索に必要な資機材、機械器具類を借上げて実施する。ただし、市長において実施困難な場合には、他の機関からの応援を得て実施するものとする。

2 搜索の対象

行方不明の状態にあるもので、各種の事情からすでに死亡していると推定される者に対して行う。

3 搜索の方法

- (1) 搜索の方法は、被災者の救出に準じて行う。
- (2) 市長は、死体の搜索の必要がある場合には、消防機関、警察機関及び自衛隊のほか防災関係機関等の協力を得て行う。
- (3) 死体の搜索の期間は、災害発生日から10日以内とする。ただし、期間を経過しても搜索を必要とするときは、市長の指示により規模を縮小して行う。

4 応援要請等

市長において被災、その他の事情により実施が困難と考えられるとき、または死体が流失等により、他市町に漂着していると考えられるとき等にあつては、次の方法により応援を要請するものとする。

- (1) 市は、県に応援要請を行う。ただし、緊急を要する場合にあつては、隣接市町または死体漂着が予想される市町長に直接搜索の応援を要請するものとする。
- (2) 応援の要請にあつては、次の事項を明記して行う。
 - ア 死体が埋没または漂着していると思われる場所
 - イ 死体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣、持物等
 - ウ 応援を求めたい人数または器具等
 - エ その他必要な事項

第2 死体の収容、処理

1 実施責任者

死体を発見したときは、市長は速やかに県警察本部及び勝山警察署長に連絡し、その検視等を経た後、同機関から引き継ぎを受けて、必要に応じ、死体の処理をするものとする。

2 死体の収容、処理を行う場合

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱期のため死体識別等のための洗浄・縫合・消毒の処置、死体の一時保存あるいは検案（死体を外表から検査し、死亡時あるいは死体発見時の状況や既往歴などを検討した上で死因等を判断する行為）を行うことができない場合に、応急的にこれらの処置を実施するものとする。

3 処置の方法

死体の収容、処理は、市長において、収容、処理場所を借上げ、もしくは仮設し、捜査機関が検視または調査を行い、救護班もしくは現地医師が死体の検案、洗浄、縫合、消毒等の処置を行うものとする。

第3 死体の埋葬または火葬

1 実施責任者

市は、災害の際に死亡した者で、市長がその必要を認めた場合は、応急的な埋葬または火葬を行うものとする。ただし、市において実施困難な場合には、近隣市町または県に応援要請を行うものとする。

2 埋葬または火葬を行う場合

災害の際死亡した者に対して、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず埋葬または火葬を行うことが困難な場合、または死亡した者の遺族がいない場合に、死体の応急的な埋葬または火葬を実施するものとする。

3 埋葬または火葬の方法

埋葬または火葬は、市長において、直接埋葬もしくは火葬に付し、または棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給をもって行うものとする。

なお、埋葬または火葬の実施に当たっては次の点に留意して行う。

- (1) 事故死等による死体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬または火葬する。
- (2) 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬または火葬する。
- (3) 被災地以外に漂着した死体等のうち、身元が判明しない者の埋葬または火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

4 広域的な火葬の実施体制

市及び県は、災害により平常時に使用している火葬場が使用できない場合や、平常時の火葬機能を大幅に上回る死亡者が発生した場合には、県内及び県域を越えた広域的な火葬の実施について、必要な措置を講ずるものとする。

[資料編] 遺体処理台帳 (様式)

埋葬台帳 (様式)

第23節 障害物の除去計画

震災時において、災害を受けた工作物または物件で当該応急措置の実施に支障となる物及び災害により住民またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、または日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物を除去するための計画である。

第1 実施責任者

- 1 障害物除去の直接の実施は、市長が行うものとするが現場に市長等が居ない場合又は市長等より要請があった場合は、警察官が行うことができる。
- 2 市長は、障害物の除去について市の機関ではできないと判断したとき、又は緊急を要する場合は知事に要請する。

第2 実施対象物

震災時における障害物（災害を受けた工作物または物件）除去の対象はおおむね次のとおりとする。

- 1 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- 2 護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- 3 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- 4 その他、公共的立場から除去を必要とする場合

第3 実施の方法

- 1 市、県及び防災関係機関は、自らの組織、労力、機械器具を用いまたは土木建築業者等の協力を得て速やかに行うものとする。
- 2 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行うものとする。
- 3 市、県及び国の道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構造物が落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。特にあらかじめ定められた緊急時確保路線については、最優先に実施するものとする。

第4 障害物の保管等

- 1 障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- 2 道路交通の支障とならない場所
- 3 盗難等の危険のない場所

[資料編] 障害物除去の状況（様式）

市保有車両一覧表

災害時における応急対策に関する協定（勝山建設業会）

災害時における応急対策活動に関する協力協定書（福井県建物解体業協会）

災害時における応急対策に関する協定書（(株)森景組）

災害時における応急対策に関する協定書（エムケー建設(有)）

第24節 文教対策計画

被災地における被災学校の教職員数確保及び児童生徒の応急教育の万全を期するための計画である。また、災害発生時における文化財保護に関して適切に処置するための計画である。

第1 応急教育計画

被災学校の責任者は、次により教育の確保を図る。

- 1 被災学校の教室の確保
特別教室や屋内運動場の転用または隣接学校の施設等を借用し、なお不足室のあるときは仮設校舎（プレハブ等）を建設する。
- 2 被災学校児童生徒の教科書、学用品等の調達ならびに支給または貸与
被災学校の学校別、学年別、使用教科書毎にその数量を速やかに調査し県に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給所、教科書発行所等に連絡しその供給を求め、また市内の他の学校ならびに同一教科書使用の市町に古本の供与を依頼する。
学用品については、県より送付を受けたものを配布する他、県の指示に基づいて基準内で調達する。
- 3 教職員の被災による教職員の確保
 - (1) 教職員の被災が僅少のときは、校内職員において対応する。
 - (2) 教職員の被災が多数で校内で確保できないときは、授業状況に応じて市が管内の学校間において対応する。
 - (3) 市において確保できないときは、県に教職員の派遣の要請をする。

第2 学校給食計画

- 1 給食材料の応急配給
市は災害の発生に際し、県の指導のもと給食物資の確保と輸送に万全を期するものとする。
 - (1) 市は災害の発生に際し、(公財)福井県学校給食会と協議し、必要な措置を講じる。
 - (2) 市内における各小中学校の給食物資に関する所在場所及び在庫数量を常に把握する。
 - (3) 給食物資等の貯蔵場所を分散するよう指導するものとする。
- 2 炊き出し等への協力
緊急を要し学校給食の施設、設備を使用して炊き出しを実施する場合、学校長は市の承認を受けて協力する。
- 3 被害を受けた物資
市は被害を受けた物資を常に把握し、(公財)福井県学校給食会に対しその物資の処分方法等について指示を仰ぐ。

第3 保健、厚生計画

市教育委員会は健康福祉担当課と密接な連絡をとり、適切な応急措置を行う。

- 1 被災教職員、園児、児童、生徒の保健管理に関する計画
災害が発生し、または発生のおそれがあるときは、災害情報の収集につとめるとともに、危険地域については、健康福祉担当課と連絡を密にし、防疫組織を確立し、器具、資材を整備し防疫教育を行う。
また災害の状況により、被災学校の教職員、園児、児童、生徒に対し、県の指示または協力により感染症予防接種や健康診断を、健康福祉担当課の協力を得て行う。
- 2 被災学校の清掃、消毒等環境衛生に関する計画
災害が発生し、浸水等の被害を受けた場合は、感染症予防法に基づき、県の指示または協力により、健康福祉担当課の協力を得て、校舎等の清掃、消毒を行なう。
- 3 転学手続き
被災した児童生徒の中で、転校を希望する児童生徒については、保護者との連絡調整を図り、隣接市町、他府県に速やかな受入れを要請する。
- 4 精神保健対策
カウンセリングが必要な園児・児童生徒を把握し、専門知識を有する精神科医や臨床心理士の応援を求めるなど、カウンセラー要員の確保に努める。

第4 文化財保護対策

- 1 災害が発生した場合には、文化財の所有者又は管理責任者は、文化財保護法、並びに福井県文化財保護条例、及び勝山市文化財保護条例の規定に基づき、すみやかに文化財担当課に届出（報告）しなければならない。
届出（報告）の方法は文書によることとするが、その事前に電話などの方法により、すみやかに届出（報告）するものとする。
- 2 文化財担当課は、前項の届出（報告）を受けた場合には、直ちに市災害対策本部及び福井県教育委員会に届出（報告）するとともに、職員を現地に派遣するなどして、被災状況を収集し、適切な処置を講ずるものとする。

[資料編] 勝山市の文化財

第25節 交通施設災害応急対策計画

震災時における緊急物資の輸送、復旧対策等の円滑な実施に欠くことの出来ない交通施設の速やかな応急対策、復旧のための計画である。

第1 鉄道施設応急対策

- 1 鉄道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難ならびに停止を行なう。
- 2 線路、橋梁等関係施設に被害が生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、交通を確保する。
- 3 鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、工事業者等へ要員、資機材の確保につき、応援を要請する。
- 4 地震、豪雨災害等による列車の脱線・転覆等の災害により、多数の死傷者を伴う鉄道災害が発生したときの応急救助対策については、鉄道事業者が主体となり災害応急対策にあたる。

第2 道路施設応急対策

- 1 道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合、その被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、架橋の設備等の応急工事により、交通の確保を図る。
- 2 道路管理者及び上下水道、電気、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

第26節 土砂災害応急対策計画

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産が瞬時に失われるおそれがあるので、防災関係機関が、地震により災害が発生した場合または発生するおそれがある場合に十分な対策を実施するための計画である。

第1 対象危険区域

砂防指定地及び山地災害危険地区、土砂災害警戒区域の災害応急対策に関する事項を定める。

第2 配備体制

市は、危険区域内において、災害発生の恐れがあるとき又は小規模な災害が発生した場合には、次の配備体制により危険区域の警戒、防ぎよ、応急対策にあたるものとする。

1 配備体制

(1) 注意体制

市長は、危険区域に警戒員を派遣出来る準備をするとともに、最も危険と判断する区域については警戒員を派遣し、警戒巡視、住民等に対する広報等を実施する。

(2) 警戒体制

市長は最も危険と判断する区域については、警戒員を増強するとともに、住民に対し避難を行うよう指示等を行うほか、地元より消防団員等の支援を要請し、周知徹底を図る。また、警戒員の派遣に至らない区域についても緊急出動できる体制を整える。

(3) 災害の拡大に対する配備

市長は、災害の状況により、これらの配備体制では対応出来ないと判断したときは直ちに災害対策本部を設け第1配備を指令するものとする。

第3 情報の収集及び伝達

気象注意報、警報、特別警報、土砂災害警戒情報、危険区域の状況等災害応急対策に必要な情報の収集、伝達及び報告は迅速かつ確実に実施するものとする。

なお、降雨の時期、福井地方気象台が発表する土砂災害警戒判定メッシュ情報や、県河川・砂防総合情報の雨量・水位の観測情報を定期的に監視するなど、危険区域の情報の収集伝達及び指示、周知を正確に行うものとする。

第4 避難活動

- 1 危険区域内の避難場所は、あらかじめ指定しておかなければならない。
- 2 危険が増大した場合の避難についてその指示の命令、伝達系統等は避難計画による。

第5 救助活動

市及び消防本部は、土砂災害による被害を防止するため、直ちに救助活動を実施する。

第6 現地対策本部、緊急対策

- 1 市長は、地すべり又は急傾斜地の崩壊、家屋の倒壊等非常事態の発生、又は発生の恐れがあると認めるときは、必要に応じ、現場に最も近距離でかつ安全な地帯に現地対策本部を設置する。
- 2 現地対策本部の構成は、市、県、防災関係機関と災害に伴う救助その他の総合的災害応急対策を推進するものとする。土砂災害警戒区域等の崩壊が発生したときには、防災関係機関と協議して速やかに応急復旧工事を実施するものとする。
- 3 市長は、地すべり又は急傾斜地の崩壊、家屋の倒壊等非常事態に対する応急対策が終了したときは、現地対策本部を廃止する。

[資料編] 山地災害危険地区
土砂災害警戒区域等
砂防指定地指定箇所

第27節 雪害対策計画

積雪時において道路鉄道等の除雪を行い、交通、輸送を確保し、市民生活の安定と財産の保護並びに産業活動の維持を図るための計画である。なお、雪害対策は、「勝山市雪害対策計画」により実施する。

第1 雪害対策の基本方針

1 除雪対策の基本方針

国、県、市道等の各道路管理者は、相互に調整し、道路機能と住民生活への障害を最小限に留めるため、以下により除雪対策を実施するものとする。

- (1) 生活物資、産業物資輸送路及び病院への道路の確保
- (2) 通勤・通学交通の確保
- (3) 学校・幼稚園・保育園・清掃施設・社会福祉施設・斎場等の市民生活上不可欠な施設の利用の確保

第2 道路除雪対策

1 道路除雪分担

各道路管理者の道路除雪分担は次のとおりとする。

- (1) 中部縦貫自動車道 国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所
- (2) 一般国道（県管理区間） 福井県奥越土木事務所
- (3) 県道 同上
- (4) 主要市道 勝山市

2 市が除雪を分担する道路の除雪対策

市が除雪すべき道路の除雪は、次により実施するものとする。

(1) 除雪路線

除雪を実施する主要道路は、交通量、路線の性格等を考慮して、次に示す3種類に区分する。

第1次・・・主要な幹線道路及び各地区から国道及び県道に通じる路線

第2次・・・各地区内及び公共施設等から国道、県道及び第1次除雪路線に通じる路線

第3次・・・上記以外の主要市道

(2) 除雪体制

体制	除雪の状況
除雪準備体制	気象情報等により除雪が予想される場合。
平常体制	積雪深が10cm以上ある場合、除雪作業を開始する。なお、一昼夜の降雪量が30cmを超えると予測される場合、警戒体制の準備をする。
警戒体制	積雪量が60cm以上に達し、一昼夜の降雪量が50cmを超えると予測される場合、緊急体制の準備をする。
緊急体制	積雪量が1.0m以上に達した場合。
非常	異常降雪状態となった場合。

第3 雪害対策本部体制

雪害に対処するため、次に定めるところにより、市庁舎内体制の確立を図る。

1 雪害対策本部設置にいたらない段階での措置

相当の降雪が続くも、本部設置にいたらない段階においては、気象情報（特に大雪情報）に留意し、その都度「総務課」、「建設課」、「消防署」その他関係各課において警戒体制をとることとする。その時は、奥越土木事務所と十分な連絡を保つほか、各防災関係機関と連絡調整を図る。積雪量が100cm程度に達し、さらに降雪が予想される場合には、雪害対策室の設置を検討する。

2 雪害対策本部設置

相当量の降雪が続く、積雪量が150cmに達し、雪害が発生し、または雪害発生が予想される場合、直ちに雪害対策本部を設置する。

3 庁舎内組織の強化

危機管理幹の指導の下、応急対策について、課を超え全庁的に迅速かつ効率的に行えるよう各課及び防災関係機関と緊密な連絡体制を確立する。

4 雪害対策分掌事務

- (1) 関係機関との連絡調整
- (2) 気象、積雪、除雪情報の収集及び公表
- (3) 違法駐車防止啓発と市内パトロール
- (4) 雪害情報の収集

第4 不在家屋等の応急対策

積雪により第三者に危害を加える恐れのある不在家屋等については、災害対策基本法の規定に該当する場合において、危険物除去等の応急措置に努めるものとする。

[資料編] 災害時応援協定一覧表

勝山市空家等の適切な管理に関する条例

第28節 危険物施設等応急対策計画

危険物施設等の管理者は、地震の発生により施設に被害が生じた場合、火災、爆発、流出拡散の防止等二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を行う。

また、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図るため、必要な措置を行う。

第1 危険物施設

危険物施設の地震による被害を最小限にとどめるため、関係事業所の関係者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等は地震が発生した場合、当該危険物施設の実態に応じて、次の措置を講ずる。

- 1 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置
危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。
- 2 危険物施設の応急点検
危険物施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認を図るため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源、近隣の状況の把握等の応急点検を実施する。
- 3 危険物施設からの出火及び流出の防止措置
危険物により災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、危険物の流出防止措置、状況に即した初期消火を行う。
- 4 災害発生時の応急措置
危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
- 5 防災関係機関への連絡
災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し、状況を報告する。
- 6 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措施
災害発生事業所は、消防、警察等関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第2 火薬類貯蔵施設

火薬類貯蔵施設の地震による被害を最小限にとどめるため、保安責任者は危害予防規定等により次の保安措置を講ずる。

保安責任者等は、地震による二次災害を防止するため、関係機関と迅速な連絡をとるとともに、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講ずる。

- (1) 施設の安全確認及び爆発・火災に対する適切な措置
- (2) 危険な状態の場合、付近の住民に対し、警告する措置
- (3) 火薬類の数量等の確認
- (4) その他災害の発生防止又は、軽減を図るための措置

第3 高圧ガス施設

高圧ガス施設の地震による被害を最小限にとどめるため、高圧ガス施設の管理者等は危害予防規定等により、次の保安措置を講ずる。

高圧ガス施設の管理者等は、地震による二次災害を防止するため、関係機関との連絡を密にし、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講ずる。

- (1) 充てん作業、火気取扱作業、高所作業、荷役作業等の停止等の措置
- (2) 落下防止、転倒防止等の安全措施
- (3) その他災害の発生の防止又は、軽減を図るための措置
- (4) 従業員及び付近の住民に対し避難するよう警告する措置

第4 毒物・劇物取扱施設

県は、毒物・劇物取扱施設が、地震により被害を受け、毒物劇物が飛散漏洩または地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は、そのおそれがあるときは、施設等を管理する者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するとともに、警察、消防等関係機関と協力し、必要な措置を講ずる。

[資料編] 危険物施設一覧表

第29節 要配慮者応急対策計画

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦や外国人などの要配慮者に配慮した災害応急対策を推進するための計画である。

第1 災害情報の伝達と避難誘導

市は、要配慮者を支援するため、防災担当課と福祉担当課または多文化共生担当課との連携の下、次の措置を講じる。

- 1 市は避難指示を発令した時には、防災関係機関、福祉関係機関、区長及び自主防災組織等を通じて、避難行動要支援者に伝達し、迅速に避難誘導できる体制を整える。
- 2 避難対象地区の区長、消防団及び地域住民は相互に協力し、避難行動要支援者の避難誘導に努める。
- 3 市は避難行動要支援者の避難状況について、区長や消防団、避難所等と連携して把握しなければならない。
- 4 市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

第2 災害応急体制の整備

- 1 市は要配慮者が避難した避難所において、介護・医療・福祉の関係機関と連携し、要配慮者一人ひとりの状態に応じた対応ができる体制を整えなければならない。
- 2 要配慮者の容態の悪化による入院や緊急治療、また避難所の状況変化などの理由で2次的避難が必要な場合は、勝山市福祉健康センター「すこやか」、勝山市体育館「ジオアリーナ」や関係機関と連携し福祉施設、病院等、早期に適切な施設に避難できるように努めなければならない。
なお、要配慮者の福祉避難所として、勝山市体育館「ジオアリーナ」を活用する。福祉避難所の開設・運営について必要な事項は、「勝山市体育館ジオアリーナ防災複合施設設置・運営マニュアル第1編福祉避難所編」に定める。
- 3 市内の医療及び福祉関係機関は、要配慮者の避難が必要になった場合に受け入れることができるよう最大限努力するとともに、必要に応じて市外の関係施設に協力を求めるものとする。
- 4 市は要配慮者が避難生活をする上で必要な最低限度の日用品等の確保に努めなければならない。
- 5 市は避難所において、通訳の配置など外国人への特別な配慮が必要になった場合は、福井県災害多言語支援センターに支援要請を行うこととする。

[資料編] 社会福祉施設の状況

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
勝山市体育館ジオアリーナ防災複合施設設置・運営マニュアル
福井県災害多言語支援センター支援要請連絡票

第4章 災害復旧計画

この章は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の設計、改良を行う等、将来の災害に備えるための計画である。早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

第1節 公共施設の災害復旧計画

災害により被災した公共施設の災害復旧についての計画である。

第1 実施責任者

地震の発生により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

第2 災害復旧事業の種類

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川災害復旧事業
 - (2) 砂防設備災害復旧事業
 - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - (4) 地すべり防止施設災害復旧事業
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - (6) 道路災害復旧事業
 - (7) 下水道災害復旧事業
 - (8) 公園災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
 - (1) 農地、農業用施設災害復旧事業
 - (2) 林道施設災害復旧事業
 - (3) 治山施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 上水道災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設等災害復旧事業
- 7 学校教育施設災害復旧事業
- 8 社会教育施設災害復旧事業
- 9 その他災害復旧事業

第3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定促進措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、市において、被害の状況を速やかに調査把握し、早期の激甚災害指定が受けられるよう措置して公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるように努めるものとする。

第4 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく局地激甚災害の指定促進措置

著しく局地激甚である災害が発生した場合には、市において、被害の状況を速やかに調査把握し、局地激甚災害指定が受けられるよう措置して公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるように努めるものとする。

第5 災害査定促進

震災が発生した場合には、市は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、災害査定の実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業の迅速が期されるよう努めるものとする。

るものとする。

第6 財源の確保

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために所要の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

第2節 民生安定計画

災害発生後において、被災者等の生活再建を迅速かつ的確に進めるための計画である。

第1 被災者生活再建支援のための措置

(1) 生活支援総合窓口の設置

災害が発生した場合、被害の状況に応じ、被災者の健康の確保、税の減免、融資、住宅の確保など生活全般にわたって相談に応じられるよう、福井地域さわやか行政サービス推進協議会において定められた「震災等大規模災害時における相談窓口体制について（申合せ）」により、国、県、市及び関係機関による総合相談窓口を開設する。

(2) り災証明書の交付

市は、災害が発生した場合において、申請があったときは、り災証明書を遅滞なく交付する。市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(3) 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、市の要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

第2 住宅の確保

市及び県は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

1 計画目標

災害用応急仮設住宅から恒久、良質の住宅に切り替えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

2 対策

(1) 市は、損壊公共住宅を速やかに修繕する。

(2) 市及び県は、被害の程度に応じて公営住宅の供給計画を修正し、必要と認められるときは公営住宅を建設して、被災者の住宅の確保を図る。

(3) 住宅の建設、購入、補修の融資

火災、地震、暴風雨等の大災害によって住宅に被害を受けた者は、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅融資をうけることができる。

第3 義援金品の受付及び配分

1 義援金品の受付

市は、義援金品の受付を行う。

2 義援金品の配分

県または日本赤十字社福井県支部から配分を委託された義援金品は、赤十字奉仕団等各種団体の協力を得て、被災者に配分する。

第4 郵便業務の確保

日本郵便株式会社は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、次の措置を実施する。

1 郵便物の送達の確保

被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復するため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等の応急措置を実施する。

2 窓口業務の維持

被災地における支店、郵便局の窓口業務を維持するため、被災により業務継続が不能となった支店、郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又

は取扱日の変更等の措置を実施する。

第5 郵便業務の特例措置

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じて郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

- 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局等において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除
災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- 3 被災者あて救助用郵便物の料金免除
災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

[資料編] 住宅金融支援機構

第3節 経済秩序安定計画

地震の発生により被害を受けた市民が、その痛手から再起更正するよう、被災者に対する租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図るものとする。

第1 租税の徴収猶予及び減免

- 1 市は、被災者に対する市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置など適切な措置を講ずるものとする。
- 2 被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は福井県税条例による県税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置がある。

第2 「勝山市災害弔慰金の支給等に関する条例」の適用

- 1 災害弔慰金
市は、災害弔慰金の支給等に関する法律等に基づき、自然災害による死亡者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。
- 2 災害援護資金
災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の区分によるものとする。
 - (1) 療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合
 - ウ 住居が半壊した場合
 - エ 住居が全壊した場合
 - (2) 世帯主に負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合
 - イ 住居が半壊した場合
 - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く）
 - エ 住居の全体が滅失、若しくは流出した場合
 - (3) 災害援護資金の償還期間等
 - ア 償還期間は10年とし、据置期間は3年とする。
 - イ 保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。
 - ウ 償還は、年賦償還又は半年賦償還又は月賦償還とする。
 - エ 償還方法は、元利均等償還の方法とする。

第3 災害見舞金

市は、災害救助法又は勝山市災害弔意金の支給等に関する条例の適用を受けるに至らない災害を受けた被災者に対して、「勝山市災害見舞金支給規則」により見舞金を支給する。

- 1 住家が災害により被害を受けた場合には、被害の程度に応じ、被災世帯の世帯主（当該災害により、世帯主が死亡したときは、その遺族又は葬祭を行った者）に対し支給する。
- 2 被害の程度は、罹災証明書等に基づき決定する。

第4 県の融資計画

- 1 生活福祉資金（災害援護資金）「以下、生活福祉資金という。」の貸付
福井県社会福祉協議会は、小規模の災害により被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金を貸付け必要な援助指導を行う。
また、被災した家屋を増築、改築拡張または補修するために必要な経費として、福祉資金の貸付けを行う。
- 2 母子父子寡婦福祉資金の貸付

県は、小規模の災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しその経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、被災した家屋を増築、拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付を行う。

3 中小企業向け緊急融資

重大な災害が発生した場合において、災害により被害又は影響を受け経営の安定に支障を生じている中小企業の金融の円滑を図るため、既存制度融資の条件緩和または緊急融資の実施について、適宜、必要な対策を実施する。

4 農業関係融資

- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 被災農家の経営 | 天災資金、農業経営支援基金、農業緊急資金 |
| (2) 農地等の災害復旧 | 農業基盤整備資金 |
| (3) 施設関係の災害復旧 | 農林漁業施設資金 |
| (4) その他 | 農林漁業セーフティネット資金 |

5 林業関係融資

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 被災林業者の経営 | 天災資金 |
| (2) 施設関係の災害復旧 | 林業基盤整備資金、農林漁業施設資金 |
| (3) その他 | 農林漁業セーフティネット資金 |

第5 被災者生活再建支援金の支給等

被災者生活再建支援制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、その自立した生活の開始を支援するため被災者生活再建支援金を支給する。

1 制度の対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1号または第2号に該当する被害が発生した市町の区域に係る自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

エ 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、アまたはイの市町を含む都道府県のものに係る自然災害

オ 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、ア～ウの区域に隣接するものに係る自然災害

カ アもしくはイの市町を含む都道府県またはウの都道府県が2以上ある場合に、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口5万人未満に限る）

2 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

第6 暴力団排除活動

警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

[資料編] 融資制度等

災害見舞金支給一覧

第4節 復興計画

市は県と連携し、被災地の再建を行うため、被害の状況、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、現状復旧又は中長期的視野に立った復興について検討し、復旧、復興の基本方針を定める。

第1 迅速な現状復旧の進め方

市及び防災関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、地区別の復旧予定時期をできる限り明示する。

第2 計画的復興

1 復興計画の作成

大規模災害により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、市及び県は、これを可及的速やかに実施するため、必要に応じて復興都市計画原案として各種計画との整合性を図り、県と協力して事業を円滑かつ迅速に実施するための復興計画を策定するとともに、関係機関と調整しながら、計画的に復興を進める。

なお、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

2 防災まちづくり

市及び県は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来の悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努める。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者や女性の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

市及び県は、復興の為の市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、住民のコンセンサスをできるだけ速やかに得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。また、ライフラインの共同収容施設として共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

既存不適格建物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

第3 大規模災害からの復興に関する法律の適用

1 県の復興方針

県は、必要に応じ、国の復興基本方針に即して県の復興方針を定める。

2 復興計画

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

3 特例措置

国土交通省及び県は、市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。

4 職員の派遣

市、県は災害復旧・復興対策のために、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職

員の派遣 その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関または関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努めるものとする。

県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性を考慮した職員の選定に努めるものとする。